

# 官報

## 号外 昭和二十九年五月二十五日

### 第十九回 衆議院會議録第五十五号

昭和二十九年五月二十五日(火曜日)

議事日程 第五十二号

午後一時開議

第一 北海道開発審議会委員の選

第二 公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出)(附法第七号)

第三 出資の受入、預り金及び金利等の取締に関する法律案(内閣提出)

●本日の会議に付した事件  
放射能を含む降灰の国民健康に及ぼす影響の対策に関する緊急質問(松前重義君提出)  
有機合成化学工業の振興に関する決議案(首藤新九君外二十三名提出)  
地方財政法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)  
日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出、参議院回付)

日程第一 北海道開発審議会委員の選挙

日程第二 公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出)(附法第七号)

日程第三 出資の受入、預り金及び金利等の取締に関する法律案(内閣提出)

航空機製造法の一部を改正する法律案(内閣提出)  
農林漁業組合連合会整備促進法の一部を改正する法律案(足立篤郎君外十名提出)

●議長(堤康次郎君) これより会議を開きます。

午後三時十一分開議

○議長(堤康次郎君) 放射能を含む降灰の国民健康に及ぼす影響の対策に関する緊急質問(松前重義君提出)

○議員(松前重義君) 荒船君の動議に御異議ありませんか。  
〔異議なしと叫ぶ者あり〕  
○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられま

た。  
放射能を含む降灰の国民健康に及ぼす影響の対策に関する緊急質問を許可いたします。松前重義君。(拍手)  
〔松前重義君登壇〕  
○松前重義君 私は、日本社会党を代表いたしましたとして、原子灰の降下いたしております現状に対します。これが国民生活に及ぼす影響につきまし

て、政府の対策につきまして緊急の質問を行おうとするものであります。(拍手)  
去る三月一日ビキニ環礁付近のアメリカによる水爆の実験は、有史以来のことでありまして、これは人類の歴史始まって以来私どもが当面いたしました最初の、いまだ知らな経験であったのであります。この実験によりまして、折しも出漁いたしておりました日本漁船第五福龍丸は、危険水域よりはるかに遠く位置しておつたにもかかわらず、乗組員二十三名は、死の灰をかぶつて放射能による原子病状を呈し、見るも無残な姿となつて帰国いたしましたのであります。第五福龍丸事件以後、南方から帰つて参ります漁船やまづろには必ず人工放射能が検出されまして、最近におきましては近海の魚族にも放射能を保有するものさを見見されて参りました。しかしながら、まづろや漁船のみ放射能が発見された時代は過ぎまして、最近では、局地的、同様の水爆の恐怖時代は去りまして、全国的な、普遍的なものにならうとしておるのであります。  
去る五月十六、十七日の雨の日は、降下いたしましたその雨の中に含まれた放射能は、京都では八万カウントであるといひ、京都大学よりこれが報告されたのであります。大島に降下した灰は固界線の約十倍に達しておると新聞紙は伝えております。もしこれが真

実であるといひますれば、これこそ住民の生命に關する問題であります。昨今全国に降り続く雨には幾千カウント、幾万カウントの放射能が検出され、全国津々浦々に至るまで原子灰が雨とともに降つておるのであります。野菜からも魚からも水道からも放射能が検出されております。五月二十三日宮古に帰つた神通丸の乗組員は、七名が放射能症の疑いで白血球の減少が認められておるとのことあります。船長の話によれば、三回にわたる水爆実験当日には、この船は爆心地より千二、三百マイルも離れた所に位置していたといふことであります。

このような事実を照らしまして、今日の各地の原子灰の降下の現象を政府はどのように見ておられるのであるか。政府の諸機関の動きはまことに断片的でありまして、総合性を欠いて不活発なように見受けられるのであります。この点に対してどのようにお考えになつておられるかを伺いたいと思つてあります。  
わが党は、いち早く原子力特別委員会を設置いたしまして、政府に対して、厚生、文部、通産、農林、気象台、学術会議等の各機関にわかれております研究事項を統一いたしまして、その対策本部を設け、総合的な調査を行うことを申し入れたのであります。第二に、各国より飛んで参ります原子灰の研究を行いますために、これが

昭和二十九年五月二十五日 衆議院會議録第五十五号 放射能を含む降灰の国民健康に及ぼす影響の対策に関する松前君の緊急質問

昭和二十九年五月二十五日 衆議院會議録第五十五号 放射能を含む降灰の国民健康に及ぼす影響の対策に關する松前君の緊急質問

九七八

検出と、原子灰によつて汚染した場合、都市、農村からの待避、どのよう  
に農科から待避するか、これらの原則を  
決定するための基本研究を確立するこ  
と、これらの二つの問題を申し上げた  
のであります。また、米國に嚴重なる  
抗議を申し込むことも、あわせて要  
請いたしましたのであります。ところが、  
水爆実験の結果、あの文官の多いこ  
ろのマーシャル群島の孤な住民た  
ちまでが、因連にその水爆実験に対す  
る抗議を申し込んだのであります。そ  
の原水爆の実験に對して、政府は  
いままお拱手傍觀して対策をお持ちで  
ないのかどうか、この点につきまし  
て、具体的な対策がありましたら、お  
伺いしたいと思います。

重要なことは、原水爆の恐怖も、放  
射能の雨の降下も、その科学的な対策  
の樹立によりまして、その危険境界の  
決定によりまして、少くとも、具体的  
な対策さえ立ちますならば、国民の原  
子灰に対する恐怖だけは払拭できるの  
であります。私は、ここに、二、三の  
観点から、政府に忠告をし、政府に質  
問をいたしたのであります。これは  
私の質問に答える一片の答弁でありま  
せん、政府の具体的な責任をもつ  
て実行されるところの御答弁をお願い  
いたしますのであります。

まず第一は、原子灰降下の現代に對す  
る公衆衛生上の対策であります。わが  
國に降下いたします雨や、また大空に  
充滿いたしましたおろします空気と気流、水  
道や野菜、動物などを初め、特に人体  
への影響等につきまして、ぜひ総合的  
な一貫した調査研究が必要でありま  
す。この調査は、全国的に計画的に降  
灰現象を測定いたしまして、その測定  
方法を単位などを規格化したしまし  
て、一定の基準を設定することが必要  
であります。現在のところ、これはま  
ことに複雑な状態に放置されておしま  
す。このようにいたしまして、この調  
査研究の結果が出るのを待たずして、  
ば、これこそ原子灰の降下の恐怖にお  
のいておりおろします国民大衆をして、  
安堵の胸をなでおろさせるものである  
と申すことができるのであります。こ  
れらの断片的調査は、大学のあるこ  
ろ、研究所、気象台の存在するところ  
で行われているのみでありまして、これ  
を局地に限定することなく、山村や僻  
地にまで及ぼすべくこれを組織化しな  
ければ何の意味もないのであります。  
奄美大島や九州地方、四國地方、八丈  
島などに対しても、普遍的にこの調査  
を行わなければなりません。雨は大地  
の至るところに降下するのであり、人  
は地球上のどこにも生活しているの  
であります。また、この調査は、長期に  
わたつてその反応を調査せねばなら  
りません。このような意味におきまし  
て、この調査は、長期にわたり、白血  
球の減少の状態をもここに具体的に医  
学的に調査しなければならぬのであ

ります。まず政府はこれらの降灰に關  
します調査費をわずかながら支出す  
ることになつたようでありましたが、  
このような断片的な、小規模な、計  
画的でない予算では、とうていこの目的  
を達することはできないのでありま  
す。政府は、この総合的な調査に對し  
まして、どのような抱負と構想をお持  
ちであるかをお伺いいたしたのであ  
ります。

公衆衛生上の対策の第二は、以上の  
調査により、人体にいかなる影響を  
与えるかを調査しなければなりません。  
現に、一部では、初めに申し上げまし  
た通り、白血球の減少状態や、これが  
長期にわたつて人体にいかなる作用を  
及ぼすか、これらに對する詳細なる調  
査が行われなければならぬのであり  
ます。これによつて新しい医学上の問  
題の總決算の道を見出すべきである  
と思つております。これに對する政府  
の調査の現状並びにその計画につ  
いて、国民の納得の行く御答弁をお願  
いいたしますのであります。(拍手)

以上の二つの基本的な調査によりま  
して、どれだけの放射能が放出され  
ばはたして人体は危険であるか、その  
危険量の決定が問題であります。国民  
は、日々新聞によりまして、幾十、  
幾百、幾千、幾万カウントの放射能が  
危険であるかについて疑問を持つて  
るのであります。暗中摸索の状態であ  
ります。この不安を除去するために、

危険量の決定と危険区域の設定がぜひ  
必要であると思つております。しか  
して、いたずらに國民を不安に追い込  
むことのないように、明確なる対策を  
樹立すべきであります。政府のこれに  
對するお考えを承りたいと思つてあ  
ります。

さらに、現在問題になつております  
雨や野菜、その他水のみでなく、いわ  
ゆる上層気流の關係と空氣の汚染の調  
査が必要であります。この課題につ  
いては日本のどの機関も研究されてい  
ない問題であります。これまたわが國  
國民健康保健上ぜひ必要なものであ  
ります。これに對する政府の具体的な構  
想はどのようなものをお持ちである  
か、これを承りたいのであります。

以上が私のお伺いしたい諸点であ  
りますが、この研究にぜひ必要なもの  
恒久的の研究機関の設置であります。断  
片的、臨時的な個別的調査と研究は、  
それ自体対策を樹立するには不可能で  
あります。私も、今こそ原子力に  
對し、アジアにおける被害を受けた唯  
一の文化を有する國といたしまして、  
その義務を感じ、世界人類に對して歴  
史的使命を果すべきであります。これ  
こそ、ちやぢな軍隊や自衛隊よりも何  
よりも、日本民族の生存にとつて最も  
必要なる自衛の手段であると信するの  
であります。(拍手)政府はここに恒久  
的研究機関を設立する意思がある

かどうか、お伺いいたしたのであり  
ます。

わが党は、左派社会党とともに、科  
学技術の振興の観点からぜひとも科学  
技術庁の設置が必要であることを昭  
え、現在議員立法として科学技術庁設  
置法案を衆議院に提出いたしておる  
のであります。今申し上げました原水爆  
対策につきましても、恒久的総合機関  
が必要であり、これからの問題こそ科  
学技術庁設置の必要性を物語つてい  
るのであります。しかしながら、科学技術  
庁の設置について、政府はどのような  
お考えをお持ちであるか、ここに明確  
に御答弁をお願いしたいと思いますのであ  
ります。この恒久的調査研究機関の設置、  
科学技術庁の設置など、その他今まで  
申し上げました総合的調査には相当の  
國費を要するものと考へるのでありま  
すが、この予算の支出を早急に行うべ  
きであると存するのであります。これ  
こそ思い切つてぜひとも支出しなけれ  
ばならない、予算だと信するのでござ  
います。予算支出の御意思があるかど  
うかをお伺いいたしたのであります。

以上、私の質問は、政治論を離れ、  
緊急欠くべからざる原子降灰に關する  
國民健康上の質問でございますが、  
最後に一点政府にお伺いいたしたいこ  
とは、この恐るべき原水爆実験の結果  
発生いたしましたもの／＼の被害と恐  
怖に對して、因連や米國に對して何ら

かの意思表示をなされたのであるか、またなされようとなまつておるのであるか、これらの点についてお伺いをして、たしなさいのであります。かつて岡崎外相が原水爆実験に協力すると演説された問題であり、まさかこの国民の犠牲を甘んじて受けるというのではないでございませう。まことの協力は、世界に向つての科学的資料に基く平和への発言でなければならぬと信じておるべきであります。(拍手)すなわち、水爆実験に対して、嚴重なるこれが禁止と警告を発することにあらざるものであります、政府の所見をお伺いしたいのであります。

○國務大臣(林方虎君登壇) お答えをいたします。ただいまの問題は、るるお述べになりましたように、国民生活に影響するところ大きいと考えますので、政府といたしましては、十分調査の上、早急に所要の具体策を立てたいと考えております。

○國務大臣(林方虎君登壇) お答えをいたします。ただいまの問題は、るるお述べになりましたように、国民生活に影響するところ大きいと考えますので、政府といたしましては、十分調査の上、早急に所要の具体策を立てたいと考えております。

○國務大臣(林方虎君登壇) お答えをいたします。ただいまの問題は、るるお述べになりましたように、国民生活に影響するところ大きいと考えますので、政府といたしましては、十分調査の上、早急に所要の具体策を立てたいと考えております。

おぼた塵埃が流れておることが想像されるのであります。去る五月十七日以降は降雨ごとに検査をいたして参つておりますが、その汚染の度は降雨ごとに減じて参つております。現在は、各地の大学なり気象台等の協力を得まして、でき得る限りのデータの収集に努めている次第でございませう。

○國務大臣(林方虎君登壇) お答えをいたします。ただいまの問題は、るるお述べになりましたように、国民生活に影響するところ大きいと考えますので、政府といたしましては、十分調査の上、早急に所要の具体策を立てたいと考えております。

○國務大臣(林方虎君登壇) お答えをいたします。ただいまの問題は、るるお述べになりましたように、国民生活に影響するところ大きいと考えますので、政府といたしましては、十分調査の上、早急に所要の具体策を立てたいと考えております。

○國務大臣(林方虎君登壇) お答えをいたします。ただいまの問題は、るるお述べになりましたように、国民生活に影響するところ大きいと考えますので、政府といたしましては、十分調査の上、早急に所要の具体策を立てたいと考えております。

り、排灌等と相違を来して参つておりますから、一応一律に制限度を決定することは困難であると存じます。これらの点を総合いたしまして、第五福龍丸以来、従来の原爆症調査研究協働会を拡充強化いたしまして、この方面によります公衆衛生、食糧等にまで手を広げて検討をいたし、おまするが、なお現在の状態——降雨等、あるいは雨水等にあります関係から、今後十分調査を広く範囲にわたつていたし必要を感じておりますので、現在の機構をもつと広げて根本的な調査をいたして参りたいと考えております。

○國務大臣(保利茂君登壇) 水爆実験による太平洋上のわが国漁業に及ぼす影響につきましましては、あるいは海流、海水の影響がどうか、魚体に対してどういふ影響を及ぼしているか等について根本的に調査する必要があると思つたので、千四百萬円の支出をいたしまして、水産講習所の俊鶴丸で、東大の神山教授を初め十六名の学者、専門家を現地に派遣いたしまして、ただいま根本的な調査を実施申でございませう。漁業に対する根本的対策の必要がございませうれば、その調査の結果にま

○國務大臣(保利茂君登壇) 水爆実験による太平洋上のわが国漁業に及ぼす影響につきましましては、あるいは海流、海水の影響がどうか、魚体に対してどういふ影響を及ぼしているか等について根本的に調査する必要があると思つたので、千四百萬円の支出をいたしまして、水産講習所の俊鶴丸で、東大の神山教授を初め十六名の学者、専門家を現地に派遣いたしまして、ただいま根本的な調査を実施申でございませう。漁業に対する根本的対策の必要がございませうれば、その調査の結果にま

○國務大臣(保利茂君登壇) 水爆実験による太平洋上のわが国漁業に及ぼす影響につきましましては、あるいは海流、海水の影響がどうか、魚体に対してどういふ影響を及ぼしているか等について根本的に調査する必要があると思つたので、千四百萬円の支出をいたしまして、水産講習所の俊鶴丸で、東大の神山教授を初め十六名の学者、専門家を現地に派遣いたしまして、ただいま根本的な調査を実施申でございませう。漁業に対する根本的対策の必要がございませうれば、その調査の結果にま

つことにはいたす所存でございませう。なお、農産物等に関します影響につきましましては、農業技術研究所でかつて長崎の原爆被災の際に相当研究をいたしておりましたが、今次のことにつきましても農業技術研究所をして十分調査研究を遂げしめ、さうして必要な措置を講ずる考えでございませう。(拍手)

○政府委員(福井勇君登壇) 先般日本学術会議に於いて放射能の影響についての研究連絡を行う総合委員会がございまして、その二部門として、諸般の測定と連絡と測定の基準の統一を目的として具体的方法を検討中でありませう。その結果は近く政府に答申せられまして、科学行政協議会の議を経て関係機関においてこれが実施せられることになるはずであります。いずれにいたしましても、これが緊急の対策は、地球上初めでの被害者である日本の機関でこの研究に万遺憾なきを期すべきであることは当然でございませうが、あの事件以来、これらの問題について一歩先に研究しておるのであらうと思つた米国内側いろいろその連絡を、あるいはイギリスのハークウエル研究所、あるいはフランスのサックレルやシャヤティオン、あるいはドイツのハイゼンベルグ等に私はただちに連絡をいたしました。またこういう種類の被害に対する検討がなされておらないのか、その返事がまだございませう。しかし、日本は自主

○政府委員(福井勇君登壇) 先般日本学術会議に於いて放射能の影響についての研究連絡を行う総合委員会がございまして、その二部門として、諸般の測定と連絡と測定の基準の統一を目的として具体的方法を検討中でありませう。その結果は近く政府に答申せられまして、科学行政協議会の議を経て関係機関においてこれが実施せられることになるはずであります。いずれにいたしましても、これが緊急の対策は、地球上初めでの被害者である日本の機関でこの研究に万遺憾なきを期すべきであることは当然でございませうが、あの事件以来、これらの問題について一歩先に研究しておるのであらうと思つた米国内側いろいろその連絡を、あるいはイギリスのハークウエル研究所、あるいはフランスのサックレルやシャヤティオン、あるいはドイツのハイゼンベルグ等に私はただちに連絡をいたしました。またこういう種類の被害に対する検討がなされておらないのか、その返事がまだございませう。しかし、日本は自主

○政府委員(福井勇君登壇) 先般日本学術会議に於いて放射能の影響についての研究連絡を行う総合委員会がございまして、その二部門として、諸般の測定と連絡と測定の基準の統一を目的として具体的方法を検討中でありませう。その結果は近く政府に答申せられまして、科学行政協議会の議を経て関係機関においてこれが実施せられることになるはずであります。いずれにいたしましても、これが緊急の対策は、地球上初めでの被害者である日本の機関でこの研究に万遺憾なきを期すべきであることは当然でございませうが、あの事件以来、これらの問題について一歩先に研究しておるのであらうと思つた米国内側いろいろその連絡を、あるいはイギリスのハークウエル研究所、あるいはフランスのサックレルやシャヤティオン、あるいはドイツのハイゼンベルグ等に私はただちに連絡をいたしました。またこういう種類の被害に対する検討がなされておらないのか、その返事がまだございませう。しかし、日本は自主

的に、その検討についてはせつかつ慎重なきを期したいと存じております。有機合成化学工業の振興に関する決議案(百藤新八君外二十三名提出)

○議長(藤原次郎君) 荒船君の動議に御異議ありませんか。

○議長(藤原次郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。有機合成化学工業の振興に関する決議案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。百藤新八君。

有機合成化学工業の振興に関する決議案  
有機合成化学工業の振興に関する決議案  
有機合成化学工業の振興に関する決議案

昭和二十九年五月二十五日 衆議院會議第五十五号 有機合成化学工業の振興に関する決議案

昭和二十九年五月二十五日 衆議院会議録第五十五号 有機合成化学工業の振興に関する決議案

〔質疑新八君發問〕

○首藤新八君 私、ただいま議題となりました首藤新八君外二十三名共同提案による有機合成化学工業の振興に関する決議案に対し、提案者を代表して、決議案を朗読の上、趣旨を明瞭に、各党一致の御賛成をお願いいたします次第であります。

また決議案を朗読いたします。有機合成化学工業の振興に因する決議案

わが国経済自立の目的を達成するため、特に国際収支の現状にかんがみ、政府は、この際有機合成化学工業を急速に確立するよう万全の措置を講ずべきである。

右決議する。

わが国経済の動向、盛衰に決定的役割を持つ手持ち外貨資金の情勢を見ますと、朝鮮事変以来一昨年二十七年末には十一億数千ドルの巨額に達しましたが、これがためかえつて国内の物価高と消費のブームを出現いたしました。遂に昨年の国際収支は一億九千万ドルの支払い超過となり、せつかく蓄積した外貨手持ちは年末九億ドル台に転落したことは、すでに御承知の通りであります。しかも、本年に入りましても依然として支払い超過が続いており、三月末には遂に八億三千万ドルに激減いたしましたのであります。しかもこの中には、インドネシ

アの二億三千万ドルを初め、貿易面における清算勘定国に借付つきとなつておる合計約二億ドルを含んでおるのであります。これを差引きますと当面使用できる外貨は六億ドルとなり、これに加えて別途に棉花借款並びにその他の借入金は一億ドルに上つておるのであります。これらを清算いたしますれば、わずかに五億ドル内外という驚くべき裕裕を示しております。しかも、輸出貿易は最近若干好転しておりますけれども、なお入超を継続しております。輸出消費並びに特需発注の不振、外航運賃の低迷等々相まつて、今後なお一層減少するであろうことが想像されるのであります。一步誤れば経済破局即ち悪性インフレ突入という、まさに重大なる経済危機に直面しておると申し上げてもあえて過言でないと思つるものであります。いわんや、近い将来決定するであろうところの東南アジア諸国に対する賠償の支払い、米國に対するガリオア、イロア等、占領下に受けた一連の経済援助に対する決済と、さらに将来駐留軍の撤退が実現せんか、これによつて必然的に起る特需の激減並びに年額二億ドル内外に上つておる軍人及び関係者の消費におつたドル貸が皆無になる場合に思いをいたしますれば、いよいよ、暗澹たるものがあ

ますことは、実如上の事情に胚胎するのであります。まことに憂慮にたえません。すなわち、このときにこそ、政府は、何もものにも優先して、直に面せるこの経済危機に対し、総意、総力を結集し、もつて危機を回避し、進んで国際収支改善による自立経済達成に抜本策源の方途を講ずべきだと確信いたします。

むろん、政府も、これらの点を重要視し、緊縮政策のもとに、食糧の増産、輸出の振興、輸入の抑制等々、総合的かつ強力なる施策を推進しつつあることは何人も認めるところでありますけれども、わが国工業技術の水準、並びに輸出相手国がおおむね自国の経済強化に専念し、国内産業保護政策に一貫しておる現状から見て、これによつて行き詰まつたわが国経済の打開を期待するほど輸出の振興を見ることは思ひも寄らぬことであります。とも、さらに政府は、一方においては、MSA協定による援助の一環として、円払いによる五千万ドルの小売を輸入し、本年もまた巨額の輸入を推進しつつあるやに聞くのであります。当面まことにやむを得ない措置だとは理解できま

すけれども、結局目前の危機を糊塗する弥縫策であつて、根本的の経済政策改善には何ら効果なきのみならず、将来あくまでも返還せなければならぬ借款であります。かえつて大きな禍根を残し、わが国経済の将来をい

よいよ弱体化し、いよいよ破局に迫り込むであろうことを憂え、かつ遺憾とするものであります。すなわち、私は、かかる安易な弥縫策に終始することなく、思い切つた輸入の抑制と、これにかゝるに国内原料をもつてする産業の振興を強く主張するものであります。

御承知のごとく、由来、わが国は資源に乏しきゆえをもつて、加工貿易を宿命と考え、むしろこれを國是として推進しておるのであります。ことに敗戦のため国土の大半を喪失した今日、一層この考え方に衆知を結集しておるのであります。わが国にも、他國に比して遜色なく、むしろ豊富と思われるものに、低廉なる水力電気、無尽蔵の石灰石、低品位の石灰及びかんしよが数えられるのであります。この國産原料を経済自立の活素剤として、有効適切な処理、すなわち有機合成化学工業の振興に格段の措置を講じますれば、直に格段の振興を講じ、必ずしも困難でないことを確信いたします。

年増加しつつありますが、遺憾ながら資源に限りがあつて、手放しの衆知は許されないのであります。が、もし無尽蔵の石灰石と低品位の石灰を原料とする合成化学繊維の振興に格段の措置を講じ、将来国内需要に原綿の輸入を根絶するところまで増産せしめますれば、年額少くとも三億ドル以上の外貨節約は期待できるのであります。

さらに、合成ゴムもまた、最近各國とも品質、価格いずれも天然ゴムにまさること万々とし、かつ國防的観点からも、就つてこれが増産に強力なる措置を講じておるのであります。米國のごとき、國産のもとに、昨年の生産は九十万トンに達し、全消費量の大半を合成ゴムに代替し、経済的にも政治的にも顕著なる効果を発揮しておるのであります。ひとりわが國のみ、戦時合成品ゴムの生産を禁止されまして、今日なお生産皆無の状態に放任されておりますが、もし、かんしよを原料とするアルコールによつて合成ゴムを生産いたしますれば、農家経済の強化はむろん、アルコール産業をも振興し、低廉にして安定せる価格と優秀なる品質によつてゴム工業の発展と繁栄に顯明的効果をあげ得ること

は、各國の事実に明白にこれを立証いたしておるのであります。

さらにまた、合成樹脂の生産も、政府にして強力なる措置を講じますれば、鉄鋼、木材その他のわが國の稀少

資源に限りがあつて、手放しの衆知は許されないのであります。が、もし無尽蔵の石灰石と低品位の石灰を原料とする合成化学繊維の振興に格段の措置を講じ、将来国内需要に原綿の輸入を根絶するところまで増産せしめますれば、年額少くとも三億ドル以上の外貨節約は期待できるのであります。

さらにまた、合成樹脂の生産も、政府にして強力なる措置を講じますれば、鉄鋼、木材その他のわが國の稀少

資材の代替、及び新資材としてその用途をいよ／＼拡大し、これによつて資材輸入のため消費しつゝあり、外貨を節約するに大きな効果を期待できるのであります。

すなわち、以上、政府のよろしき措置を講じますれば、少くとも推算年額五億ドル以上の外貨支払いの節約を確信するものであります。これによつてこそ、初めて国際収支を根本的に改善し、自立経済の確固たる基礎を築き、よつてもつて民生の安定、経済の繁栄を期待されますがゆゑに、政府は、右有機合成化学工業育成のため、所要資金の確保、租税の軽減、その他急速かつ適切な措置をとらるるよう強く勧告する次第であります。

何とぞ御賛成をお願いいたします。

(拍手)

○議長(堤康次郎君) 採決いたしました。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。

この際通商産業大臣から発言を求められております。これを許します。通商産業大臣愛知揆一君。

〔國務大臣愛知揆一君登壇〕

○國務大臣(愛知揆一君) ただいまの御決議に対しまして政府の所見を申し上げます。合成繊維、合成樹脂等有機

合成化学製品が、天然繊維、鉄鋼製品等の代替品といたしまして使用せられ、これらの輸入防止に多大の効果が、さらに進んで輸出による外貨獲得にもきわめて有望であります。これは、ただいま御趣旨の御介明にもありました通りでございます。政府といたしまして、従来から有機合成化学工業の育成と技術の振興に努力して参つたつもりでございますが、このたびの院議による御決議の御趣旨に沿ひまして、努力を新たに、さらに一層その育成に努めましますとともに、その他の合成樹脂並びにこれらの原料製造工業、たとえば石油化学工業等に対しても、格段の推進措置を講じ、その急速な育成確立に努力いたしたい所存でございます。

(拍手)

地方財政法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

○議長(堤康次郎君) お諮りいたします。参議院から、内閣提出、地方財政法の一部を改正する法律案、日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案が回付されております。この際議事日程に追加して、右回付案を逐次議題とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられま

右回付案を逐次議題といたします。地方財政法の一部を改正する法律案の参議院回付案を議題といたします。

地方財政法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三条によりここに回付する。

昭和二十九年五月二十一日

参議院議長 河井 彌八

衆議院議長 堤康次郎君

第十二条第二項第二号中「国家地方警察を、警察庁に改める。」第三十六条を次のように改める。

(国がその全部又は一部を指する法令に基いて実施しなされるべきでない事務に要する経費に関する特例)

第三十六条 第十条第七号の二の規定及び同条第八号の規定中母子手帳に関する部分は、昭和二十九年度に限り、適用しない。但し、補助金等の臨時特例等に関する法律(昭和二十九年法律第 号)施行前に同法の一部を自損すべき事となつた経費については、この限りでない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、第五条の改正規定は昭和二十九年度分の地方税から、第十三条、第十四条及び第三十六条の改正規定は同年度分の負担金から適用する。

2 改正後の地方財政法第十二条第二項第二号中「警察庁」とあるのは、昭和二十九年六月三十日までのは、「国家地方警察」と読み替へるものとする。

十九年度分の地方税から、第十三条、第十四条及び第三十六条の改正規定は同年度分の負担金から適用する。

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三条によりここに回付する。

昭和二十九年五月二十一日

参議院議長 河井 彌八

衆議院議長 堤康次郎君

○議長(堤康次郎君) 採決いたしました。本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(堤康次郎君) 起立多数。よつて参議院の修正に同意するに決しました。

日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出、参議院回付)

○議長(堤康次郎君) 日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案の参議院回付案を議題といたします。

日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案

1 この法律中、所得税又は日米所得税条約に係る部分は、日米所得税又は日米相続税条約に係る部分は、日米相続税条約の効力発生の日から施行する。

2 第二条中、所得税法第十七条又は第十八条の規定に係る部分は、日米所得税条約の効力発生の日の属する年の一月一日以後に支払を受けるべき利子又は使用料その他の料金(日米所得税条約の効力発生の日まで)に支払を受けたものを含む。について、同法第四十一条の規定に係る部分は、日米所得税条約の効力発生の日の属する年の一月一日以後に支払を受けるべき利子又は使用料その他の料金で日米所得税条約の効力発生の日以後に支払われるものについて適用する。

3 第三条の規定は、日米相続税条約の効力発生の日以後に相続に因

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三条によりここに回付する。

昭和二十九年五月二十一日

参議院議長 河井 彌八

衆議院議長 堤康次郎君

昭和二十九年五月二十五日 衆議院會議録第五十五号 北海道開発審議委員の選挙 公職選挙法の一部を改正する法律案

り取得した財産に係る相続税につ  
いて適用する。  
相続税別掲法(昭和二十一年法律第十五  
号)の一部を次のように改正する。  
第二五条の六(判例)のうちに「  
改め、「判例」のものに「及び当該判例  
に基づき所得税を課せらるるものは当該判  
子及び判例所得の徴収がなされない旨の特  
約があり、又は特約により当該判例に基づき  
される所得税が国の負担となるもので当該六  
個月を経過した日以後に支払期日の到来するも  
のを加える。」

○議長(堤康次郎君) 採決いたしました  
す。本案を衆議院の修正に同意の諸君  
の起立を求めます。  
(賛成者起立)

○議長(堤康次郎君) 起立多岐。よつ  
て衆議院の修正に同意するに決しまし  
た。

第一 北海道開発審議委員の選  
挙  
○議長(堤康次郎君) 日程第一、北海  
道開発審議委員の選挙を行います。  
○荒船清十郎君 北海道開発審議委員  
員の選挙については、その手続を省略  
して、議長において指名せられんこと  
を望みます。

○議長(堤康次郎君) 荒船君の動議に  
御異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認  
めます。

議長は、北海道開発審議委員に  
伊藤 輝一君 武田信之助君  
推原 三郎君 水井勝次郎君  
小平 忠君  
を指名いたします。(拍手)

第二 公職選挙法の一部を改正す  
る法律案(内閣提出)附法第七  
号

○議長(堤康次郎君) 日程第二、公職  
選挙法の一部を改正する法律案を議題  
といたします。委員長の報告を求め  
ます。公職選挙法改正に関する調査特  
別委員長森三樹二君。

公職選挙法の一部を改正する法律  
案  
公職選挙法の一部を改正する法  
律

公職選挙法(昭和二十五年法律第  
百号)の一部を次のように改正す  
る。  
目次中「第二百七十条(海外引揚者  
及び入院加療中の者と住所要件との  
関係)を「第二百七十条(海外引揚者  
等と住所要件との関係)に改める。  
第二百六十六条但書中「読み替える  
もの」としを削り、「読み替えるも  
の」として、「第二百七十条(海外  
引揚者等と住所要件との関係)第一  
項から第三項までの規定の適用につ  
いては、これらの規定中「同一市町  
村の区域内」又は「市町村の区域内」

とあるのは「特別区の存する区域内」  
と読み替えるものとする。」に改め  
る。  
第二百六十九条但書中「並びに第  
二十六条(補充選挙人名簿の調製)第  
二項及び第二項を「第二十六条(補  
充選挙人名簿の調製)第一項及び第  
二項並びに第二百七十条(海外引揚  
者等と住所要件との関係)第一項か  
ら第三項まで」に改める。  
第二百七十条の見出しを「(海外引  
揚者等と住所要件との関係)に改  
め、同条第二項を同条第五項とし、  
同条第三項を同条第六項とし、同条  
第一項の次に次の三項を加える。  
2 この法律に規定する住所に関す  
る要件を定めるに当つては、引き  
続き三箇月以來その市町村の区域  
内に住所を有するものとして居住す  
るもの」とし、当該学生生徒が、父母  
その他の親族が現に居住している  
他の市町村の区域内に住所を有す  
るものとして当該市町村の選挙管  
理委員会に申し出た場合は、この  
限りでない。  
3 この法律に規定する住所に関す  
る要件を定めるに当つては、引き

続き三箇月以來同一市町村の区域  
内にある営舎又は同一市町村の区  
域内に定けい、港を有する船舶内に  
居住する保安官又は警備官につい  
ては、引き続き三箇月以來営舎又は  
定けい、港の所在地の市町村の区  
域内に住所を有するものと推定す  
る。前項但書の規定は、この場合  
に準用する。  
4 第二項但書及び前項後段の規定  
は、これらの規定による申出があ  
つた場合に限り、第二項本文及び  
前項前段の住所に関する推定規定  
の適用が排除される趣旨のものと  
解釈してはならない。  
附則に次の一項を加える。  
7 学校教育法第九十八条第一項に  
規定する従前の規定による学校と  
して存続する学校は、第二百七十条  
第二項の規定の適用については、同  
法第一条に規定する学校とみなす。  
附 則  
1 この法律は、昭和二十九年三月  
一日から施行する。  
2 この法律の施行の際現に登録の  
申請の期間中にある補充選挙人名  
簿の調製及び当該補充選挙人名簿  
を用いてこの法律施行後最初に行  
われるべき選挙については、改正  
後の公職選挙法第二百七十条第二  
項から第四項までの規定にかかわ  
らず、なお、従前の例による。

公職選挙法の一部を改正する法律  
案に対する修正案  
公職選挙法の一部を改正する法  
律案に対する修正

公職選挙法の一部を改正する法律  
案の一部を次のように修正する。  
第二百七十条第二項から第四項ま  
での改正規定を次のように改める。  
2 この法律に規定する住所に関す  
る要件を定めるに当つては、修学  
のため寮、下宿その他これらに類  
するものに居住する学生生徒(学  
校教育法第一条に規定する学校の  
学生及び生徒をいう。以下同じ)の  
住所は、その者が寮、下宿その他  
これらに類するものに居住する  
直前に同居していた父母その他の  
親族の現に住所を有する地にある  
ものと推定する。但し、引き続き  
三箇月以來同一市町村の区域内に  
ある寮、下宿その他これらに類す  
るものに居住する学生生徒が、引  
き続き三箇月以來その市町村の区  
域内に住所を有するものとして当  
該市町村の選挙管理委員会に申し  
出た場合は、この限りでない。

3 この法律に規定する住所に関す  
る要件を定めるに当つては、営舎  
又は船舶内に居住する保安官又は  
警備官の住所は、その者が営舎又  
は船舶内に居住する直前に同居し  
ていた父母その他の親族の現に住  
所を有する地にあるものと推定す

るものと推定する。  
2 この法律に規定する住所に関す  
る要件を定めるに当つては、修学  
のため寮、下宿その他これらに類  
するものに居住する学生生徒(学  
校教育法第一条に規定する学校の  
学生及び生徒をいう。以下同じ)の  
住所は、その者が寮、下宿その他  
これらに類するものに居住する  
直前に同居していた父母その他の  
親族の現に住所を有する地にある  
ものと推定する。但し、引き続き  
三箇月以來同一市町村の区域内に  
ある寮、下宿その他これらに類す  
るものに居住する学生生徒が、引  
き続き三箇月以來その市町村の区  
域内に住所を有するものとして当  
該市町村の選挙管理委員会に申し  
出た場合は、この限りでない。

るものと推定する。  
2 この法律に規定する住所に関す  
る要件を定めるに当つては、修学  
のため寮、下宿その他これらに類  
するものに居住する学生生徒(学  
校教育法第一条に規定する学校の  
学生及び生徒をいう。以下同じ)の  
住所は、その者が寮、下宿その他  
これらに類するものに居住する  
直前に同居していた父母その他の  
親族の現に住所を有する地にある  
ものと推定する。但し、引き続き  
三箇月以來同一市町村の区域内に  
ある寮、下宿その他これらに類す  
るものに居住する学生生徒が、引  
き続き三箇月以來その市町村の区  
域内に住所を有するものとして当  
該市町村の選挙管理委員会に申し  
出た場合は、この限りでない。

るものと推定する。  
2 この法律に規定する住所に関す  
る要件を定めるに当つては、修学  
のため寮、下宿その他これらに類  
するものに居住する学生生徒(学  
校教育法第一条に規定する学校の  
学生及び生徒をいう。以下同じ)の  
住所は、その者が寮、下宿その他  
これらに類するものに居住する  
直前に同居していた父母その他の  
親族の現に住所を有する地にある  
ものと推定する。但し、引き続き  
三箇月以來同一市町村の区域内に  
ある寮、下宿その他これらに類す  
るものに居住する学生生徒が、引  
き続き三箇月以來その市町村の区  
域内に住所を有するものとして当  
該市町村の選挙管理委員会に申し  
出た場合は、この限りでない。

るものと推定する。  
2 この法律に規定する住所に関す  
る要件を定めるに当つては、修学  
のため寮、下宿その他これらに類  
するものに居住する学生生徒(学  
校教育法第一条に規定する学校の  
学生及び生徒をいう。以下同じ)の  
住所は、その者が寮、下宿その他  
これらに類するものに居住する  
直前に同居していた父母その他の  
親族の現に住所を有する地にある  
ものと推定する。但し、引き続き  
三箇月以來同一市町村の区域内に  
ある寮、下宿その他これらに類す  
るものに居住する学生生徒が、引  
き続き三箇月以來その市町村の区  
域内に住所を有するものとして当  
該市町村の選挙管理委員会に申し  
出た場合は、この限りでない。

る。但し、引き続き三箇月以來同一市町村の区域内にある宿舍又は同一市町村の区域内に定め、港を有する船舶内に居住する保安官又は警備官が、引き続き三箇月以來宿舍又は定め、港の所在地の市町村の区域内に住所を有するものとして当該市町村の選挙管理委員会に申し出た場合は、この限りでない。

4 第二項但書及び前項但書の規定は、これらの規定による申出があつた場合に限り、第二項本文及び前項本文の住所に關する推定規定の適用が排除される趣旨のものとして解釋してはならない。

附則第一項中「昭和二十九年三月一日」を公布の日に改める。  
附則第二項中「この法律の施行の際現に登録中の船舶」にある補充選挙人名簿の調製を、この法律施行の際現に調製中の補充選挙人名簿（この法律施行の際既に確定した選挙に用いられていないものを含む。）に改める。

公職選挙法の一部を改正する法律案（内閣提出）（附法第七号）に關する報告書  
〔最終号の附録に掲載〕

（第三節二項）  
○第三節二項 ただし、後述となりまして、内閣提出、公職選挙法の一部を

昭和二十九年五月二十五日 衆議院會議録第五十五号 公職選挙法の一部を改正する法律案

改正する法律案につきまして、特別委員会における審議の経過並びに結果を、報告書に申し上げます。

昨年六月十八日出されました自治庁の選挙部長通達以來、学生選挙権の問題は世上種々の論議を引起した問題であり、政府は、何らかの立法措置によりこの問題の解決をはからんとし、その具体的内容について選挙制度調査会に諮問をいたしましたわけであり、選挙制度調査会は、昨年十月二十一日以來慎重に審議し、十二月十七日に、現在における学生、保安官等の生活の実態にかんがみ、公職選挙法中、修学のため寮、下宿に居住する学生、生徒または宿舍内もしくは船舶内に居住する保安官もしくは警備官の住所は、その居住地または宿舍もしくは定寮の所在地にあるものと推定する、但し、郷里を住所として申し出た場合はこの限りではないという趣旨の規定を設け、これらの者の選挙権の行使及び住所の認定を容易ならしめることを適当と認める旨の答申を政府に提出し、政府としては、この答申を尊重し、その趣旨を具体化せんとして、この法律案が提出された次第であります。

その内容は、まず第一に、公職選挙法上の住所に關する要件を認定するにあつては、引続き三箇月以來修学の

ため同一市町村の区域内にある寮、下宿等に居住している学生、生徒については、引続き三箇月以來その市町村の区域内に住所を有するものと推定することとしたのであります。但し、すべてのこれらの者の住所が修学地にあると推定されず、かつて住所の実態から離れる憂いもあることと、学生、生徒が父母その他の親族が現に居住している他の市町村の区域内に住所を有するものと当該市町村の選挙管理委員会に申し出た場合は本規定は適用されないこととした。この際については、市町村の選挙管理委員会が具体的事情によつて判定することになるわけであり、

改正の第二点は、宿舍または船舶内に居住する保安官または警備官についても、前に述べました学生、生徒と同様の取扱いをするように規定されたのであります。

第三点は、以上の推定規定は、本人の申出によつて排除され、市町村の選挙管理委員会によつて具体的に決定されるわけであり、また、その他の方法によつて反証をあげ、推定をくつがえすことも選挙管理委員会の権能にあることを、念のために規定した確認規定であります。

委員会は、本案の付託以來、塚田長官より提案理由の説明を聴取いたしました。その後数回の委員会を開催し、政府に質疑を行いました。特に自由党

大村委員、齋藤委員よりは、学生、生徒の住所の要件、生活の本拠の意義、住民登録との関係等について、改進黨の高橋委員よりは、さらに地方選挙における選挙の適正化等について、また社会党岡田の島上委員、竹谷委員よりは、保安官、警備官の選挙権行使の実情等に対し、きわめて熱心なる質疑が行われました。その内容は各略して公議録に譲ることといたします。

その後、去る五月六日、自由党の選挙委員より、学生、保安官及び警備官の選挙権の要件たる住所は郷里にあるものと推定し、特に申し出た場合はこの限りではないという修正案が提出されました。この修正案に対する質疑のおもなる内容について申し上げます。

まず島上委員より、政府の提案に対し、手党たる自由党より修正案を提出しなければならぬかつた理由について、並びに提出者の主張する民法上の住所の要件に選挙法上の住所を一致せなければならぬ理由について、他の法律における用語の意義が必ずしも同一でないこと、例を引いて修正案の提出者に質疑が行われ、これに対し、提出者は、法理論上政府案では妥協でないと考えられるので修正案を提出したのであり、用語については、法律用語の定義が示される場合と示されない場合とは取扱いが異なり、選挙法上の住所は民法第二十一条の住所と一致すべき旨の答弁がありました。

な島上委員は、この修正案によつて学生の選挙権の行使は不便となり、選挙権獲得にひとしい結果を招来するのではないかと質疑が行われました。この質疑に対しては、法律はただ便宜の面より解釈することは不当であるといふような答弁が行われ、なお島上委員、石村委員等からは、塚田國務大臣に対し、法案提出の責任者として、政府原案と修正案のいずれを支持するか、またこれの本会議における表決に際しては、いかなる態度をとらうとするのかとの質疑に対し、塚田國務大臣は、法案の提出者としては当然原案を支持するが、表決に際しては党人として党執行部の決定に従う旨の答弁がありました。次に島田委員より、住所の意義について種々の例をあげて、選挙法上における住所を目的論的に解釈すべきではないか、また選挙法上の住所を必ず私法である民法の住所と一致せなければならぬとするのは、どうしても理解がいかないではないかと質疑が行われました。提出者よりは、住所はただ便宜という目的論的見地から解釈することは絶対に不可であり、正しい概念規定に基いてのみ解釈すべき旨が力説せられ、内閣法制局からも、現在判例、学説ともに、選挙法上の住所は民法上の住所と同一として

いる旨の答弁がありました。さらに川上委員より、この修正案は学生の選挙権を剥奪するものではないか、これは



さらに重大であります。夏季、冬季のわずかな休暇に躬着する以外、一年の大部分修学地において勉学に勤んでいる学生が、大多数多い選挙の都度一々躬着することが、時間的にも経済的にも許されるかどうかは、議論の余地がないところであり、(拍手)修学地において投票せしめることが最も容易に選挙権を行使せしめるゆえんであることはきわめて明白であります。しいて郷里において投票せしめようとするのは、大部分の学生に棄権を強要することであり、選挙権を剝奪するにひとしいことと断せざるを得ません。さらに、住所の認定が容易にかつ確実になし得る点から考えましても、現実には居住している修学地が最も適当であることは言うまでもありません。修正案によるならば、親元との連絡不十分のために二重に登録される者ができたり、郷里、修学地のどちらにも登録されない者ができたりするであろうことは、自治庁通達以来全国各地に起りました混乱の事実を徴して明らかであります。(拍手)しかして、公職選挙法二十二条による毎年十一月の基本選挙人名簿の縦覧、同二十三条の異議申立ての権利が、学生には事実上与えられないことにもなるのであります。

次に私が言いた点は、修正案提案者の金科玉条とする民法二十一一条の住所の解釈による場合についてであります。この場合の住所すなわち生活の本拠なる解釈も、今日では、旧憲法時代のとき親元、郷里、本籍地的解釈をとらず、一般生活関係においてその中心をなす場所、あるいはその者の正常なる社会生活を営む場所と解釈するのが通説となっており、従いまして、学生の場合、学資の仕送りを受けていようが、修学そのものが、それに付随する生活が正常なる社会生活であり、修学地の寮、寄宿舎などが一般生活関係において中心をなす場所と解するのが最も妥当であります。(拍手)

以上によつて、自由党の修正案は、いかなる角度から見ても、不法不当なものであることが、ほほ明白になつたと思ひます。修正案提案者は、この不法不当を隠蔽せんがため、本人が申し出れば修学地に認められたから、結果において政府原案と大した違いはないと強弁しておりますが、これこそ大きなごまかしであります。一般人の場合、同一市町村の区域に三箇月以上居住するに於て生ずる選挙権を、学生なるがゆえに、何がゆえに住民登録をして申し出なければならぬのか。ここに明らかに一般人と学生との間に不均衡があり、そしてこれは、一般人同様、学生をその財源的、身分的地位においてではなく、完全に独立した政治的人格と見る公職選挙法の精神に背反するものであります。また、申し出た

ら必ず修学地に認めると言いますと、決してそうではありません。修正案第四項には、申し出た場合必ずそうなる趣旨のものとして解釈してはならないとあり、選挙管理委員会が申出を拒否し得る余地を残しておるのであります。このようにして、修正案によれば、学生の選挙権は郷里にきつづけられ、盲投票か、しからずんば棄権を余儀なくされ、実質的には学生の選挙権を剝奪するにひとしい重大なる結果となることは明らかであり、違憲立法の疑いさへあると言わなければなりません。(拍手)何がゆえに保守党の諸君は輿論に逆行し、四十万学生諸君の熱烈な要望をしりぞけて、このような権車を押そうとするのか。諸君の中にも、この暴案にまゆをひそめている人が少なからずあることを私は知っております。(拍手)家に帰つたら、むすこに大反対をされて、私もこの案に反対であります。現に自由党の議員が私に述懐しておるのであります。(拍手)最後に、私の言いたいことは、この法案に対する政府の不可解なる態度についてであります。言うまでもなく、政府は原案提案者でありますから、その提案に際しては、与党と十分に連絡して意見調整はかり、原案通過に努力しなければならぬことは当然であります。しかるに、政府は、何らこの努力をすることなく、与党から正反対の修正案を出されて、それに押され

て、原案を通過せしめようとする熱意が微塵も見られぬ勢だったのであります。当の責任者たる自治庁長官のことは、委員会において、選挙制度調査会からA案、B案と二つの答申があつたのだから、どちらでもよろしいと、でたらめきまざる答弁をいたしまして、私に、答申はただ一つであるという事実を追究指摘されました。答弁を訂正し、陳謝するというような態度を演じているのであります。(拍手)この政府の態度の底には、輿論に押されて一応修学地とする案を出すには出したが、実際にはその逆のことを考へておつたのではないかと、さきの自治庁選挙部長通達を生かそうとする反動的意図を持つた之ではなかつたかと疑われる点が多々あるのであります。私は、この問題は単に学生のみ問題ではないと思ふ。最も良心的であり、真理と正義に忠実で純良な学生諸君が、都会地で投票すると大部分が革新派に集中する、それを妨げようとする保守党の党利党略から出ているのではないかと思ふ。(拍手)学生の参政権を分散せしめ、その行使を制約することは、学生を政治的に去勢することであり、これは日本の民主政治そのものを去勢し、反動化せしめんとする以外の何ものでもないと思ふ。断言してさしつかえないと思ふ。(拍手)MSAの援助を受け、再軍備を急ぎ、軍国主義と警察国家を復活せしめようとする反動進コースと、ま

にその軌を同じゅうするものと言わなければなりません。われわれは、国民固有の参政権を守り、民主政治の発達を心からこいねがうがゆえに、委員会可決の修正案に絶対反対し、あくまで学生の選挙権を修学地に認めよと主張してやまないものであります。(拍手)

○議長(堤原次郎君) 鍛冶良作君。

○鍛冶良作君發言 鍛冶良作君。私は、自由党を代表いたしまして、ただいま議題となりました公職選挙法の一部を改正する法律案に対する修正案に賛成の討論を試みんとするものであります。(拍手)

そも、本法案は、原案といひ、修正案といひ、ともに選挙法上、遊学中の学生諸君の住所を原則として郷里にあると認めるか、遊学地にあると認めるかという問題にすぎないものでありまして、選挙権そのものに何らの関係のないのであります。(拍手)しかるに、この修正案をとらえて、学生の選挙権を制限するとか、はなはだしきは剝奪するとか言つて偽稱し、純情なる学生諸君を扇動して自党の宣伝に利用し、他党の悪評をかち得んとするものであります。まことに遺憾しくと申さなければなりません。(拍手)

本改正案の提出せられましたのは、委員長の報告にもありましたが、従来、選挙法上の住所については、民法上の住所と同一のものであるというこ

ら必ず修学地に認めると言いますと、決してそうではありません。修正案第四項には、申し出た場合必ずそうなる趣旨のものとして解釈してはならないとあり、選挙管理委員会が申出を拒否し得る余地を残しておるのであります。このようにして、修正案によれば、学生の選挙権は郷里にきつづけられ、盲投票か、しからずんば棄権を余儀なくされ、実質的には学生の選挙権を剝奪するにひとしい重大なる結果となることは明らかであり、違憲立法の疑いさへあると言わなければなりません。(拍手)何がゆえに保守党の諸君は輿論に逆行し、四十万学生諸君の熱烈な要望をしりぞけて、このような権車を押そうとするのか。諸君の中にも、この暴案にまゆをひそめている人が少なからずあることを私は知っております。(拍手)家に帰つたら、むすこに大反対をされて、私もこの案に反対であります。現に自由党の議員が私に述懐しておるのであります。(拍手)最後に、私の言いたいことは、この法案に対する政府の不可解なる態度についてであります。言うまでもなく、政府は原案提案者でありますから、その提案に際しては、与党と十分に連絡して意見調整はかり、原案通過に努力しなければならぬことは当然であります。しかるに、政府は、何らこの努力をすることなく、与党から正反対の修正案を出されて、それに押され

昭和二十九年五月二十五日 衆議院會議第五十五号 公職選挙法の一部を改正する法律案

官報(号外)

とで、別段の規定を設けず、その認定を選挙管理委員会にまかせてあつたのであります。学生諸君の住所につきましては、戦後の混乱期において認定が困難なため統一を欠いておりましたので、自治庁は、選挙部長名をもつて、一志遊学地にあるものと推定してよろしいという通達をしたのであります。ところが、その後、一般社会の秩序も平穏にもどり、住民登録法も制定いたされまして、この取扱いが重視されることになり、かた／＼判例等もありましたので、昨年六月、あらためて自治庁から、遊学中の学生諸君の住所は郷里にあるものと推定すべきであるとの通達を出したのであります。すると、さきに、住民登録法施行の際、これは再軍備の前提をなすものであると冒つて拒絶した一部の学生が中心となつて、またもやこれを利用いたしました。これは学生の選挙権を制限するものであると騒ぎ出し、「その通りじゃないか」と呼び、その他発言する者あり)さらにこれに加えて、一部の政治家までが、この機嫌すべからずと、学生選挙権制限の悪通達であるとはやし立てたのであります。そして、遂に騒ぎをこれだけに大きくいたしました。これはまことに遺憾なことだと考へるのであります。(拍手)

そこで、自治庁は、この取扱の方針を法律で明定しておく方がよろしいと考へまして、これを選挙制度調査会に諮問したのであります。その結果、調査会ではA案とB案との二つが出たのであります。今島上君は一つの案だと言われませんが、二つの案の出たことは間違ひございません。しつうして、A案というものは、先ほど言われた通り、修学のため寮、下宿その他に居住する学生、生徒の住所は寮または下宿の所在地にあるものと推定する。但し郷里に住所があると申し出た場合はこの限りでない、というのであります。B案は、これに反して、学生、生徒の住所は出発直前のいわゆる父兄の住所地にあるものと推定する。但し寮、下宿その他の居住地に住所を移したものと申し出た場合はこの限りでない、というのであります。そこで、調査会では、両説はありましたが、結局A案を採用することとして、B案のあつたことを参考として書き添えて審申されたのであります。そこで、自治庁は、このA案をもとにいたしまして法律案を作成し、本院に提出せられた次第でございます。

われ／＼委員会におきましては、これは本年一月提出せられて、第十九国会第七号議案でございます。ここに五箇月の間慎重審議をいたしました。その審議の中心は、結局、選挙法にいわゆる住所とはいかなるものであるか、その住所がどこにあるものと推定するのが純理にかなうかという問題が中心でありました。われ／＼は、慎重に研究討論の結果、第一住所とは何ぞやという問題につきましては、これを明定いたしておりますのは民法であります。しつうして、民法は、生活の本拠のあるところが住所であると明定いたしております。従つて、他に特別の規定のない限り、これと同一に解釈すべきものであるというものは理の当然であると言わなければならない。(拍手)そこで、遊学中の学生、生徒の生活の本拠はどこであるかということになりまして、遊学中は勉学のため郷里を離れおるものである、勉学が終了ならば郷里へ帰るといふことが本則であります。(拍手、発言する者多し)なるほど、今実例をもつて言つて言は、四月から七月の間だけをいつて言えは住所が東京であるように考えられますが、学生、生活全体を考へますならば、生活の本拠を移したとは絶対認めることができません。われ／＼はかような結論に達したのであります。(拍手)しかし、これはどこまでも原則としての推定でありまして、本人が私ほもう郷里を離れてこゝへ生活の本拠を移したのであると申し出た場合は、これを拒む必要はない。また、本人が申し出なくても、遊学地へ生活の本拠を移したと認められる事実があるならば、ここに選挙権があるものと

して取扱つてよろしい。これは第四項でありまして、ただいま、島上君は、これに反した説明をしておられますが、私は故意であるならばもつてのほかであると思ふ。そうでないならば、もう一べん慎重にここで論議すべきものだと思ひいたします。(拍手、発言する者多し)また、営舎、船舶内に居住する保安官や警備官の住所についても、これと同様に考へてよろしからうという結論に達しましたので、本修正案を提出した次第でございます。ところが、これに反対せられる人々は、修学地で申出をしなければ選挙権が行使できないといふことにすれば、学生、生徒の選挙権の行使が困難になると言われるのであります。しかし、諸君、これはまことに当らざるものはなはだしいのでございます。(拍手、発言する者多し)よく聞きたまへ。遊学地に來ておるといふことは、元の住所をここに移したことであり、諸君の議論の通りとしても、こつちへ移したといふこと、従つて一地域で選挙権を行使するとするならば、移住して來たことを申し出、また住民登録をする際には、ここに住所を移したと申し出て住民登録をせなかつたら、選挙管理委員会がこちらへ移つたといふことはわかりませんが、選挙管理委員会にわかりませんが、ここで黙つておつて選

挙権の行使できる道理がない。これは、本修正案がなるが、やらなければならぬ当然のことでありまして、これをもしも選挙権の制限であると言ふがごときは、まことにためにせんがため暴論と言われなければならない。次に、法律は便宜なように解釈すべきもので、選挙法の住所と民法の住所と一致させなければならぬという根拠はないという議論であります。しかし、特別の規定のない限り、民法に明示せられたるものと同一に解釈せなければならぬことは法律上当然のことでありまして、便宜のために法を二三に解釈することがごときは許すべからざる議論である。法律はあくまでも純理に従つて解釈すべきもので、便宜論は法律適用の面においてのみ考慮せらるべきものでございます。従つて、本修正案においても、第二項及び第三項に但書を置いてこれが調節をはかり、さらに第四項を設けて、でき得る限り便宜のとりはからいを規定しておいたものであります。絶対に反対の余地のないものでございます。近時、宇都宮その他で、私の説に反する判例がありました。これはいずれも選挙法の住所と民法の住所と異なつてよろしいという議論でございますから、上訴において必ず破棄せられることを確信して疑ひません。これを要するに、本修正案は、選挙権所在地の原則を定めたものにすぎな

いものでございまして、選挙権そのものの存在を定めたものではなく、また行使の面にまきましても、原案と修正案との間に実質上のかわりは全然ないのであります。しかるに、いかにも大變革であるがごとく吹聴し、はなはだしきは選挙権の剥奪であるなどと言ひ、ふらしめて、拙情なる学生諸君を迷わさんとするがごとき、まさに政治上の謀略であると断定しなければなりません。(拍手)

私は、このゆえに、未理に徹し實際に適合したる本修正案に全賛御賛成あらんことを切望して討論といたします。(拍手)

○議長(堤康次郎君) 竹谷源太郎君。

【竹谷源太郎君登壇】

○竹谷源太郎君 私は、日本社会党を代表いたしました、公職選挙法の一部を改正する法律案、すなわち政府提出法律案に賛成をいたしました。銀信良作君外提出にかかるこれに対する修正案に反対をいたすものでございます。

(拍手)

政府原案は、学生、生徒の公職選挙法上の住所は修学先の寮、下宿等にあると推定するものであります。修正案はこれに反対でありまして、学生、生徒が寮、下宿等、これに類するところに居住する直前に同居をした父母その他の親族の現に住所を有する地、いわゆる郷里に住所があると推定

するといふのであります。すなわち、修正案は、修正に名をかりた全然反対内容の法案でございまして、かくのごときものは別個の法案として提出すべきものであつて、まづたぐのごまかし修正案であり、国会の議事手続に悪例を残すものであります。これ修正案に反対の第一の理由でございまして、公職選挙法上の住所は、私法上の住所別でもよいか、それとも一致しなければならぬかについては諸説紛々でございまして、年齢二十歳以上、以上の日本国民は、当然に参政権を有し、投票する基本的権利を持つてゐるのでございます。ただ、選挙が公正に執行せられるための手続といたしまして選挙人名簿をつくりまして、この名簿の登録要件として、三箇月以上同一市町村に住所を有することが必要であるにすぎないのであります。住所の認定が便宜であり、選挙権行使を容易ならしめることを主眼といたしまして、選挙法上の住所を定むべきものと考へるのであります。かくのごとき観点に立つて、三箇年も四箇年も修学のため同一市町村に居住して勉学する学生をして、修学地において選挙権を行使させようとする政府原案は適當なものであり、郷里に帰るか、あるいは不在者投票の手続をしなければ投票できないようにするところの修正案は、断固排斥せらるべきものであると存じます。(拍手)

学生の選挙法上の住所は修学地にあるや郷里にありやに關しましては、戦前は、事實認定によることは申しながら、大体郷里にありとする実例、判例であつたのであります。が、当時学生生活の実情は郷里との關係がきつめて濃厚密接である者が多く、かつまた二十五才以上にならなければ選挙権を与えられなかつたので、選挙権のある学生、生徒はきつめてまれでありましたから、あまり問題とならなかつたと思つてあります。しかるに、戦後、婦人に参政権を認められ、選挙人の年齢は引下げられました。有権者数は一躍三倍に激増したのであります。学生の大部分は有権者となつたばかりでなく、日本の社会的、経済的事情の変化に伴ひまして、学生は多くアルバイトによつて学費を調達し、あるいは経済上からも郷里に帰ることも少なくなりました。学生生活の実態が著しく変化をしたこの実情にかんがひまして、当時の内務省は、昭和二十一年五月二十二日、地方局長名をもつて各地方長官あてに通牒を發しまして、修学のため寮、寄宿舎または下宿等に居住している学生、生徒の住居は原則としてその寮、寄宿舎または下宿等の所在地にあるものとする断案を下したのであります。なお進んで、昭和二十二年に、北海道選挙管理委員会から、修学地にある学生にして、全部または一部の学

費を郷里から送付を受け、休暇には郷里に帰省する者の住所は郷里にあると思ふがどうかという質問に對しまして、内務省地方局長は、照会にかかる学生住居認定の件は、前の通牒の通り、原則として修学地にあるものとして取扱はれたらうと、はつきり回答をいたしておりました。この住所認定の方針に従ひまして、以後七箇年間も、この國及び地方の選挙が執行せられ、何らの支障も廢弊もなく、問題も起らなかつたのであります。

(議場騒然)

○議長(堤康次郎君) 静肅に願ひます。

○竹谷源太郎君(續) ところが、たまたま昭和二十七年に、仙台高等裁判所で、仙台市で修学する青森県に郷里を有する一学生の住所認定に關しまして、この学生の住所は郷里にあるとする判決がありましたところ、自治庁は、あわてたようにいたしました。従来の解釈方針を一変して、学費の大半を郷里から仕送りを受け、休暇に帰省する学生の住所は郷里にあるものとす、こういう通牒を發して、いたすに平地に波瀾を巻き起すに至つたのであります。裁判所は個々の事件の具體的妥當性を求めんとするものであります。その後、水戸と宇都宮の地方裁判所は、その反対の判決を下してゐるのであります。

本院の公職選挙法特別委員会は、この事態に對処いたしました。昨秋、学生選挙権は郷里にあることを確認決議するとともに、政府に對しまして、本問題を専門家を網羅する選挙制度調査会に付議し、十分に研究討論の上、学生選挙権に關する政府案を提出すべきことを要求いたしましたのであります。自由党の牧野良三君を委員長とする十六名の斯界の権威者をもつて構成する選挙制度調査会が、昨年十月から約二箇月にわたり慎重審議を重ねた結果、満場一致をもつてなされた答申、その答申そのままを内容とするのが政府原案でございまして、その政府案に對しまして、政府手続の自由党から、多少の修正ならばまだしも、修正案と称するまづたく反対の提案をするとは、もつてのほかでございまして。(拍手)

自然人の住所は単二でなければならぬといふ考へ方は、もはや過去の法理論でございまして、人々が狭い範圍の市民生活を営むにすぎなかつた時代と異なりまして、高速度交通が発達し、人間の生活、行動、業務關係の複雑多岐化した今日においては、法の目的に従つてそれら住所を認定すべきであります。住所專断論に立つところの鐵治君は、学生の住所はその郷里にあると推定するにすぎない。修学地にあるとする学生は、引続き三箇月以上修学地に住所を有するものとして当該市町

昭和二十九年五月二十五日 衆議院會議録第五十五号 公職選挙法の一部を改正する法律案

昭和二十九年五月二十五日 衆議院會議録第五十五号 公職選挙法の一部を改正する法律案

村の選挙管理委員会に申出をすれば、  
修学地の選挙人名簿に登録されるから、  
何らさしおわりはないと申し上げてお  
ります。しかしながら、学生の住所  
は、修学地にあると認められるものが  
断然多数でございます。このことは、  
塚田自治庁長官が、選挙法の委員会に  
おいて、たび／＼明言し断言をいたし  
ておるところでございます。それであ  
るとしますならば、修正案によりま  
すと、住所が当然修学地にある大多  
数の学生は、区役所や市町村役場に出  
向きまして、そうして一々選挙管理委  
員会に自分の住所は修学地にある旨を  
申し出なければならぬ。そういう積  
極的な手続行為をとらなければ投票が  
できないのでございます。多くの学生  
はそのような煩瑣な手続をいたしませ  
んから、事実上学生から選挙権を奪う  
というゆゆしい結果を招来するであ  
りまして、(拍手)

さらにまた、質的に優秀であるとい  
ろの投票を拒否するということは一層  
重大な問題でございます。日本国憲法  
第十四条によれば、すべて国民は法の  
もとに平等であつて、社会的身分によ  
つて政治的關係において差別はされな  
いのであります。しかるに、学生のみ  
が特別の手續をとらなければ投票でき  
ないようにするところの法律は、憲法  
違反の疑いがあるのであります。二十  
五日付の説新聞は、茨城大学学生選  
挙権擁護連盟は、修正案が立法化する  
ならば違憲訴訟を提起する旨報道して  
いるのでございます。自由党、改進黨  
の諸君は、何ゆゑに、このように事理  
きわめて明白な問題について、理不尽  
をあえてなさんとするか。それは、都  
市に集中した学生の進歩的投票を棄権  
せしめるか、あるいは地方に分散せし  
めんとする党利党略に発しているとい  
うことを、われ／＼は断言するもので  
ございます。(拍手)

なお、修正案は、相かわらず学生を  
親の従属物と見ようとする封建思想か  
ら出たところの反動立法法でございます。  
て、(拍手)この意味からも、われ／＼  
は強硬に反対するものでございます。  
今や、汚職、疑獄によりまして、国  
会は国民の間にその信を失おうとして  
おり、民主政治の危機に直面しておる  
のであります。国会は、汚職、疑獄発  
生の主たる原因と目されるところの金  
のかかる選挙を革正するための、選挙  
公費の拡充、別則、連座制の強化、政  
治資金の規正あるいは選挙区制等、選  
挙法の徹底的改善をはかるように、そ  
の立法化を全国民からわれ／＼は要望  
せられておるのであります。われ／＼  
議員は、異常なる熱意を持つてみずか  
ら反省し、選挙法改正のことに当るべ  
きにかかわらず、この激烈なる国民的  
要望を無視して顧みず、学生の選挙権  
を剝奪せんとする修正案通過に血道を

上げるがときは、いよく保守党み  
ずからの棄権を擲るものでございま  
す。(拍手)しかしながら、このこと  
は、ひとり保守党の諸君のみならず、  
国会全体の信用を失墜することを私は  
深く悲しむものでございます。

願わくは、自由党や改進黨の諸君  
も、いわゆるやみ金融取締法案の金利  
三十五銭の修正案を撤回して三十銭の  
政府原案に改めたように、前非を悔い  
まして、われ／＼の意見に深く賛成せ  
られんことを望みます。討論を終る次  
第でございます。(拍手)

○議長(堤康次郎君) これにて討論は  
採決いたしました。この採決は記名投  
票をもつて行います。本案の委員長の  
報告は修正であります。本案を委員長  
報告の通り決するに賛成の諸君は白  
票、反対の諸君は青票を持参せられん  
ことを望みます。閉鎖。  
氏名点呼を命じます。

〔各員投票〕  
○議長(堤康次郎君) 投票漏れはあり  
ませんか。投票漏れなしと認めま  
す。投票箱閉鎖。開匣。開鎖。  
投票を計算いたさせます。  
〔参事投票を計算〕  
○議長(堤康次郎君) 投票の結果を事  
務総長より報告いたさせます。  
〔事務総長朗読〕  
投票総数 二百四十四

可とする者(白票) 二百八  
〔拍手〕  
否とする者(青票) 百三十六  
○議長(堤康次郎君) 右の結果、本案  
は委員長報告の通り修正議決いたしま  
した。(拍手)

〔参照〕  
公職選挙法の一部を改正する法律案  
を委員長報告の通り決するを可とす  
る議員の氏名

相川 勝六君	逢澤 寛君	阿本 忠雄君	岡村利右衛門君
青木 正君	青柳 一郎君	加藤 精三君	加藤 宗平君
赤城 宗徳君	秋山 利泰君	加藤 常太郎君	加藤 五郎君
浅香 忠雄君	麻生太吉君	鍛冶 良作君	金光 財夫君
尾立 篤郎君	天野 公義君	川島正文吉君	川村善八郎君
荒船清十郎君	有田 二郎君	河原田隆吉君	菅家 喜六君
安藤 正純君	伊藤 郷一君	木村 文男君	岸田 正記君
飯塚 定輔君	池田 清君	岸 付介君	岸田 正記君
池田 勇人君	石田 博英君	岸谷 憲二君	黒金 泰英君
石橋 満山君	今村 忠助君	小枝 一雄君	小西 寅松君
上塚 司君	植木庚子郎君	小平 久雄君	小西 寅松君
内海 安吉君	江藤 又雄君	小林 胡治君	小澤 柳多君
小笠 公昭君	小澤重喜君	佐々木盛雄君	佐藤 榮作君
小高 登郎君	尾崎 末吉君	佐藤 洋之助君	佐藤 親弘君
尾岡 義一君	越智 茂君	坂田 直太郎君	坂田 英一君
緒方 竹虎君	大西 頑夫君	坂田 弘作君	鳥村 一郎君
大野 伴隆君	大橋 武夫君	首藤 新八君	助川 良平君
大橋 忠一君	大平 正芳君	鈴木 仙八君	鈴木 善幸君
大村 清一君	岡崎 勝男君	鈴木 正文君	関内 正一君
岡田 五郎君	岡野 海峯君	関谷 勝利君	田口長治郎君
		田子 一民君	田嶋 好文君
		田中 好君	田中 彰治君
		田中 龍夫君	田中 萬邊君
		高橋四三郎君	竹尾 式君
		武田信之助君	玉置 恒一君
		津雲 國利君	塚原 俊郎君
		坪川 信三君	寺島隆太郎君
		徳安 實藏君	富田 健治君
		中井 一夫君	中川 源一郎君
		中川 俊思君	中村 幸八君
		中山 マサ君	仲川房次郎君

水田 良吉君	水田 亮一君
長野 長廣君	藤尾 弘吉君
芳塚湖三郎君	南條 徳男君
丹羽喬四郎君	西村 英一君
西村 久之君	羽田武嗣郎君
葉梨新五郎君	馬場 元治君
橋本英三郎君	橋本 龍伍君
酒田 幸雄君	林 讓治君
林 信雄君	原 健三郎君
原田 憲君	平井 義一君
平野 三郎君	福井 勇君
福田 越夫君	福田 一君
福田 喜東君	船越 弘君
船田 中君	降旗 徳弥君
保利 茂君	堀川 恭平君
本間 俊一君	前尾繁三郎君
牧野 寛栄君	益谷 秀文君
松井 豊吉君	松永 佛骨君
松野 頼三君	松山 義雄君
三池 信君	三浦寅之助君
水田 三喜男君	南 好雄君
村上 勇君	持水 義夫君
森 幸太郎君	八木 一郎君
安井 大吉君	保岡 武久君
山口六郎次君	山崎 岩男君
山崎 敏君	山崎 猛君
山中 貞則君	山本 正一君
山本 友一君	吉田 重延君
吉武 恵市君	渡邊 良夫君
赤澤 正道君	荒木萬壽夫君
有田 喜一君	五十嵐吉蔵君
池田 清志君	今井 耕君

白井 莊一君	小山介之助君
大塚 唯男君	岡田 勢二君
副部 得三君	金子重郎君
喜多野一郎君	吉川 久爾君
植美 吾君	小泉 純也君
小島 徹三君	河野 金昇君
佐藤 芳男君	齋藤 憲三君
櫻内 義雄君	橋本 一雄君
椎龍 三郎君	須磨彌吉郎君
鈴木 善雄君	田中 久雄君
高瀬 傳君	高橋 頼一君
竹山祐太郎君	館林三喜男君
千葉 三郎君	床次 徳二君
内藤 友明君	中島 茂喜君
中嶋 太郎君	中村三之丞君
中村 庸一郎君	廣瀬 正雄君
福田 繁芳君	古屋 菊男君
町村 金五君	松村 謙三君
三浦 一雄君	柳原 三郎君
山下 春江君	吉田 安君

否とする議員の氏名

阿部 五郎君	青野 武一君
赤路 友彦君	赤松 勇君
足鹿 登君	飛島田一雄君
淺谷 悠藏君	井手 以誠君
井谷 正吉君	伊藤 好道君
猪俣 浩三君	石村 英雄君
石山 權作君	稲村 昭三君
小川 豊明君	加賀田 進君
加藤 清二君	片島 港君
勝岡田清一君	上林興市郎君
神近 市子君	木原津興志君

北山 愛郎君	久保田鶴松君
黒澤 幸一君	佐藤觀次郎君
齋木 重一君	櫻井 奎夫君
志村 茂治君	柴田 義男君
島上善五郎君	下川儀太郎君
鈴木茂三郎君	田中 稔男君
多賀谷良幹君	高津 正道君
滝井 義高君	橋 兼次郎君
永井勝次郎君	成田 知己君
西村 力弥君	野原 豊君
芳賀 貞君	萩元たけ子君
長谷川 保君	福田 昌子君
古屋 貞雄君	帆足 計君
細根 七郎君	細道 兼光君
正木 清君	松原啓之次君
三鍋 義三君	武藤連三郎君
森 三樹二君	八百板 正君
安平 鹿一君	柳田 秀一君
山口丈太郎君	山崎 始男君
山田 長司君	山中日露史君
山花 秀雄君	山本 幸一君
榎路 簡雄君	和田 博雄君
淺沼簡次郎君	井伊 誠一君
井上 良二君	井城 繁雄君
伊藤明四郎君	池田 順治君
稻富 稔人君	今澄 勇君
受田 新吉君	大石ヨシエ君
大西 正道君	大矢 省三君
岡 良一君	加藤 勘十君
加藤 鎌造君	春日 一幸君
片山 哲君	川俣 清吉君
河上丈太郎君	木下 郁君
菊川 忠雄君	小林 進君

河野 密君	佐竹 新市君
佐竹 晴記君	杉村沖治郎君
杉山元治郎君	鈴木 義男君
田中健三郎君	竹谷源太郎君
辻 文雄君	堤 ツルヨ君
戸叶 里子君	土井 直作君
富吉 榮二君	中井徳次郎君
中居英太郎君	中崎 敏君
中澤 茂一君	中村 高一君
中村 時雄君	西尾 末廣君
西村 英一君	日野 吉夫君
細野三千雄君	前田榮之助君
松井 政吉君	松前 重義君
三宅 正一君	三輪 謙壯君
水谷良三郎君	門司 亮君
矢尾喜三郎君	山口シヅエ君
山下 榮二君	吉田 賢一君
岡田 春夫君	川上 貫一君
久保田 豊君	小林 信一君
辻 政信君	中村 英男君
安藤 啓君	河野 一郎君
松永 東君	三木 武吉君
山村新治郎君	有田 八郎君
只野直三郎君	原 彪君

出資の受入、預り金及び金利等の取締に関する法律案

出資の受入、預り金及び金利等の取締に関する法律案の取締に関する法律案

（出資金の受入の制限）

第一条 何人も、不特定且つ多数の者に対し、後日出資の払い戻しとして出資金の全額若しくはこれを超える金額に相当する金額を支払うべき旨を明示し、若しくは暗黙のうちに表示し、又は後日出資の払い戻しとして出資金の全額若しくはこれを超える金額に相当する金額の支払がある旨の誤解を生じさせるような仕方を用いて、出資金の受入をしてはならない。

（預り金の禁止）

第二条 業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定のある者を除く外、何人も業として預り金をしてはならない。

2 前項の「預り金」とは、不特定且つ多数の者からの金銭の受入で、預金、貯金又は定期積金の受入及び、借入金その他何らの名義をもつてするを問はず、これらと同様の経済的性質を有するものをいう。

3 主として金銭の貸付の業務を営む株式会社（銀行を除く）が、社債の発行により、不特定且つ多数の者から貸付資金を受け入れるときは、業として預り金をするものとみなす。

昭和二十九年五月二十五日 衆議院會議録第五号 出資の受入、預り金及び金利等の取締に関する法律案

昭和二十九年五月二十五日 衆議院會議録第五十五号 出資の受入、預り金及び金銭等の取締に関する法律案

(貸付等の禁止)

第三條 金融機関、銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合、雇業組合その他の貯金の受入を行う組合をいう。この役員、職員その他の従業者は、その地位を利用して、自己又は当該金融機関以外の第三者の利益を図るため、金銭の貸付、金銭の貸借の媒介又は債務の保証をしてはならない。

(金銭貸借の媒介手数料の制限)

第四條 金銭の貸借の媒介を行う者は、その媒介に係る貸借の金額の百分の五に相当する金額をこえる手数料の契約をし、又はこれをこえる手数料を受領してはならない。

2 金銭の貸借の媒介を行う者がその媒介に関し受ける金銭は、礼金、調査料その他何らの名義をもつてするを問わず、手数料とみなして前項の規定を適用する。

(高金利の処罰)

第五條 金銭の貸付を行う者が、百円につき一日三十銭をこえる割合による利息(債務の不履行について予定される賠償額を含む。以下同じ)の契約をし、又はこれをこ

える割合による利息を受領したときは、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の規定の適用については、貸付の期間が十五日未満であるときは、これを十五日とし、利息を計算するものとする。

3 第一項の規定の適用については、利息を決定する方法による金銭の貸付にあつては、その交付額を元本額とし、利息を計算するものとする。

4 一年分に満たない利息を元本に組み入れる契約がある場合においては、元本額のうち当初の元本をこえる金額を利息とみなして第一項の規定を適用する。

5 金銭の貸付を行う者がその貸付に関し受ける金銭は、礼金、割引料、手数料、調査料その他何らの名義をもつてするを問わず、利息とみなして第一項の規定を適用する。

(物価統制令との関係)

第六條 金銭の貸付についての利息及び金銭の貸借の媒介についての手数料に関しは、物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号第九条ノ二)不當高価契約等の禁止の規定は、適用しない。

(金銭の貸付等とみなす場合)

第七條 第二條第三項及び前四條の

規定の適用については、手形の割引、充渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は授受は、金銭の貸付又は金銭の貸借とみなす。

(その他の罰則)

第八條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第一條、第二條第一項、第三條又は第四條第一項の規定に違反した者

二 何らの名義をもつてするを問わぬ、また、いかなる方法をもつてするを問わぬ、第一條、第二條第一項、第三條、第四條第一項又は第五條第一項の規定に係る禁止を免かれる行為をした者

2 前項の規定中第一條及び第三條に係る部分は、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条がある場合には、適用しない。

第九條 法人(法人でない社團又は財団で代表者又は管理人の定のあるものを含む。以下この項において同じ)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が法人又は人の業務又は財産に関し第五條又は前條(第三條に係る部分を除く。)の違反行為をしたときは、その行為者を罰する

外、その法人又は人に対して各本条の罰金を科する。

2 前項の規定により法人でない社團又は財団を処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその社團又は財団を代表する外、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附則

1 この法律の施行期日は、公布の日から六月をこえない範囲内において政令で定める。但し、第三條並びに第七條及び第八條中第三條に係る部分並びに次項から第九項までの規定は、公布の日から施行する。

2 第二條及び第三條の規定の適用については、相互銀行法(昭和二十六年法律第九十九号)附則第三項に規定する既存無尽会社は、同法による改正前の無尽業法(昭和六年法律第四十二号)が同項の規定によりその効力を有する間、銀行とみなす。

3 貸金業等の取締に関する法律(昭和二十四年法律第七十号)は、廃止する。

4 銀行法(昭和二年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第三十三條中「五十千円以下ノ罰金ニ処スル」を「三年以下ノ懲役若ハ

三十万円で以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科スル」に改める。

第三十四條中「若シ懲罰額ハ八千円以下ノ罰金ニシテ又ハ十萬千円以下ノ罰金ニシテ改め、同條の次に次の一条を加ふる。

第三十四條ノ二 法人(法人ニ非ザル社團又ハ財団ニシテ代表者又ハ管理人ノ定アルモノヲ含ム以下本項ニ於テ同ジ)ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ前二條ノ違反行為ヲ為シタルトキハ其ノ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑ヲ科ス前項ノ規定ニ依リ法人ニ非ザル社團又ハ財団ヲ処罰スル場合ニ於テハ其ノ代表者又ハ管理人ガ其ノ訴訟行為ニ付其ノ社團又ハ財団ヲ代表スルノ外法人ヲ被告人トスル場合ノ刑事訴訟ニ關スル法律ノ規定ヲ準用ス

第三十五條中「十千円以上十千円以下」を「一万円以下」に改める。

第三十六條中「十千円以上百円以下」を「一万円以下」に改める。

5 貯蓄銀行法(大正十年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第十八條中「五十千円以下ノ罰金ニ処スル」を「三年以下ノ懲役若ハ三

十方円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科スルニ改める。

第二十二條を削り、第二十二條を第二十三條とし、第二十三條中十方円以上百円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科スルニ改め、同條を第二十一條とする。

第十九條中「十方円以上千円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科スルニ改め、同條を第二十條とし、第十八條の次に次の一條を加える。

第十九條 法人(法人ニ非ザル社団又ハ財團ニシテ代表者又ハ代理人ノ定アルモノヲ含ム以下本項ニ於テ同ジ)ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ前条ノ違反行為ヲ為シタルトキハ其ノ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ同條ノ罰金刑ヲ科ス

前項ノ規定ニ依リ法人ニ非ザル社団又ハ財團ヲ処罰スル場合ニ於テハ其ノ代表者又ハ代理人ガ其ノ訴訟行為ニ付其ノ社団又ハ財團ヲ代表スルノ外法人ヲ被告人トスル場合ノ刑事訴訟ニ関スル法律ノ規定ヲ準用ス

信託業法(大正十一年法律第六十五號)の一部を次のように改正する。

第二十条中「五千円以下ノ罰金ニ処スル」を「三年以下ノ懲役若ハ三

十方円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科スル」に改める。

第二十二條中「十方円以上百円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科スル」を「三年以下ノ懲役若ハ三十分方円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科スル」に改める。

第二十一條中「十方円以上千円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科スル」を「二年以下ノ懲役若ハ三十分方円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科スル」に改め、同條を第二十條とし、第十九條の次に次の一條を加える。

第二十一條 法人(法人ニ非ザル社団又ハ財團ニシテ代表者又ハ代理人ノ定アルモノヲ含ム以下本項ニ於テ同ジ)ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ前条ノ違反行為ヲ為シタルトキハ其ノ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ同條ノ罰金刑ヲ科ス

前項ノ規定ニ依リ法人ニ非ザル社団又ハ財團ヲ処罰スル場合ニ於テハ其ノ代表者又ハ代理人ガ其ノ訴訟行為ニ付其ノ社団又ハ財團ヲ代表スルノ外法人ヲ被告人トスル場合ノ刑事訴訟ニ関スル法律ノ規定ヲ準用ス

普通銀行等ノ貯蓄銀行業務又は信託業務ノ兼營等ニ関する法律(昭和十八年法律第四十三號)の一部を次のように改正する。

第十條中「千円以下」を「一万円以下」に改める。

無尽業法の一部を次のように改正する。

第三十六條中「三年以下ノ罰金ニ処スル」を「三年以下ノ懲役若ハ三十分方円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科スル」に改める。

第三十七條中「若ハ禁錮又ハ千円以下ノ罰金を又ハ十方円以下ノ罰金ニ改める。

第四十一條を削り、第四十條中「十方円以上百円以下」を「一万円以下」に改め、同條を第四十一條とする。

第三十八條及び第三十九條中「十方円以上千円以下」を「一万円以下」に改め、第三十九條を第四十條とし、第三十八條を第三十九條とし、第三十七條の次に次の一條を加える。

第三十八條 法人(法人ニ非ザル社団又ハ財團ニシテ代表者又ハ代理人ノ定アルモノヲ含ム以下本項ニ於テ同ジ)ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ前二條ノ違反行為ヲ為シタルトキハ其ノ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑ヲ科ス

前項ノ規定ニ依リ法人ニ非ザル社団又ハ財團ヲ処罰スル場合ニ於テハ其ノ代表者又ハ代理人ガ

其ノ訴訟行為ニ付其ノ社団又ハ財團ヲ代表スルノ外法人ヲ被告人トスル場合ノ刑事訴訟ニ関スル法律ノ規定ヲ準用ス

9 この法律ノ施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前ノ例による。

10 大藏省設置法(昭和二十四年法律第四十四號)の一部を次のように改正する。

第十二條第一項に次の一号を加える。

十四 預り金となるべき金銭の受入についてこの情報の収集その他法令違反の防止に關する

出資の受入、預り金及び金利等の取締に關する法律案に対する修正案

出資の受入、預り金及び金利等の取締に關する法律案に対する修正案

出資の受入、預り金及び金利等の取締に關する法律案に対する修正案

出資の受入、預り金及び金利等の取締に關する法律案に対する修正案

出資の受入、預り金及び金利等の取締に關する法律案に対する修正案

出資の受入、預り金及び金利等の取締に關する法律案に対する修正案

る旨の誤解を生じさせような仕方を用いて「又は暗黙のうちに表示して」に改める。

第九條第一項中「前条」を「前二條」に改め、同條を第十三條とし、第六條を第十一條とし、第七條中「前四條」を「第三條から第七條まで」に改め、同條を第九條とする。

第六條の次に次の二條を加える。

(貸金業の届出)

第七條 業としての金銭の貸付又は金銭の貸借の媒介(その業を行うにつき他の法律に特別の規定のある者の行うもの並びに物品の売買、運送、保管及び売買の媒介を業とする者がその取引に附随して行うものを除く。以下「貸金業」という)を行う者は、その業を開始したときは、遅滞なく、政令で定める事項を記載した書面を添えて、その旨を大藏大臣に届け出なければならぬ。届け出た事項に変更があつたときも、その変更があつた部分について、また同様とする。

2 貸金業を行う者は、左の各号の一に該当するときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、その旨を大藏大臣に届け出なければならぬ。

一 貸金業を三月以上の期間にわたつて休止するとき

昭和二十九年五月二十五日 衆議院會議録第五十五號 出資の受入、預り金及び金利等の取締に關する法律案

昭和二十九年五月二十五日 衆議院會議録第五十五号 出資の受入、預り金及び金利等の取締に関する法律案

二 貸金業を三月以上の期間にわたつて休止した後貸金業を再開したとき

三 貸金業を廃止したとき

(報告及び調査)

第八條 大蔵大臣は、貸金業の実態の調査のため必要があるときは、

貸金業を行う者からその業務に関する報告を徴し、又は当該職員をして貸金業を行う者の営業所又は事務所に立ち入り、その業務に関する調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

第九條 次の次に次の一條を加える。

(権限の委任)

第十條 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、この法律の規定に基く権限の一部を都道府県知事に委任することができる。

第十一條 次の次に一條を加える。

第十二條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第七條の規定による届出を怠り、又は虚偽の届出をした者

二 第八條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による調

査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附則第一項但書を次のように改める。

但し、第三條、第七條、第八條並びに第九條第三條及び第七條に係る部分、第十條、第十一條中第三條に係る部分、第十二條並びに次項から第十一項までの規定は、公布の日から施行する。

附則第十項中「預り金となるべき」と「貸金業の実態を調査し及び預り金となるべき」に改め、同項を附則第十二項とし、附則第三項から附則第九項までをそれぞれ二項ずつ繰り下げ、附則第二項の次に次の二項を加える。

3 第七條の規定の施行前から引き続き貸金業を行っている者(その業を休止している者を含む)は、この法律施行後三月以内、政令で定めるところにより、大蔵大臣に届け出なければならない。但し、当該期間内にその業を廃止する場合には、この限りでない。

4 前項の規定による届出を怠り、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の罰金に処する。

出資の受入、預り金及び金利等の取締に関する法律案に対する修正案

出資の受入、預り金及び金利等の取締に関する法律案に対する修正

出資の受入、預り金及び金利等の取締に関する法律案の一部を次のように修正する。

第五條第一項中「三十銭」を「三十五銭」に改める。

出資の受入、預り金及び金利等の取締に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

(最終号の附録に掲載)

〔内閣友明君登壇〕

○内閣友明君 たいま議論となりました出資の受入、預り金及び金利等の取締に関する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法案は、いわゆる町の金融と称して、最近の事例に見られるごとく、不特定かつ多数の者から金銭の受入れをして、後日出資者に不測の損失を生ずる、一般経済の秩序を乱した事態にかんがみ、出資金の性格を認識せしめるような出資の受入れを禁止し、大勢の個人を惑わすような金銭の受入れの方法をなくして、金融秩序の維持をはかることとするものであります。

この法案の内容の概略を申し上げますと、第一は、何人も不特定かつ多数の者に対して後日出資した金額以上を

払いもどすことを示し、またはこのような払いもどしのあることの誤解を生ぜざるような仕方で出資金の受入をしてはならないとしておるのであります。第二は、他の法律に特別の定めのある場合を除いて、何人も業として預かり金の解釈規定を設けるとし、預主として貸金業を業とする者が社債の発行により不特定多数の者から貸付資金を受入れるときは、業として預かり金をするものとみなしてあるのであります。第三は、貸金業等の取締に関する法律は廃止することとし、同法中の金融機関役員などに対する浮貸しなどの禁止規定は存置することとし、なおおむねこれと同様の規定を設けて、日歩三十銭の限度を越えてこれを貸付を行う者が、その貸付利息について、日歩三十銭の限度を越えてこれを契約したまたは受取つたときは刑事罰を科するとともに、金銭の貸借の媒介を行う者は、その手数料について媒介金額の五分の限度を越えてこれを契約したまたは受取つてはならないこととしておるのであります。第五は、罰則につきましては、高金利処罰のほか、出資金の受入れの制限、預かり金の禁止、浮貸し等の禁止及び媒介手数料の制限の各規定に違反した者及びこれらの各規定の脱法行為をした者に対して刑事罰を科することとしておるのであります。

この法案は、三月の八日大蔵委員会に付託されて以来、文字通り慎重審議を続けて参りました。詳しくは會議録をごらんをいたしたいと思います。かくて、去る二十日、改進黨内藤友明から、自由党、社会党両派、日本自由党及び改進黨の五派共同の、そしてまた自由党、日本自由党及び改進黨の三派共同の、この二つの修正案が提出されました。

両修正案の内容は、まず五派共同修正案は、第一條の「後日出資の払いもどし」として出資金の全額若しくはこれをこえる金額に相当する金銭の支払がある旨の誤解を生じさせるような仕方をう用いて」という規定は、きわめて漠然とした表現であつて、拡張解釈されるおそれがあるので、これを削除し、また貸金業等の取締に関する法律を廃止して貸金業を行う者をまつたく放棄することは適当でないので、貸金業の届出の義務を課し、大蔵大臣は、貸金業の実態調査のため必要があるときは報告を徴しまたは調査する権限を有することとし、この権限の全部または一部を都道府県知事に委任することができるとするものであります。

次に、三派共同修正案は、第五條の高金利の処罰規定中三十銭は、第五條の、特に庶民金融の実情にかんがみ、三十五銭に改められたのであります。次いで討論に入り、改進黨を代表して内閣は、附帯決議案を付して両修正

案は、三月の八日大蔵委員会に付託されて以来、文字通り慎重審議を続けて参りました。詳しくは會議録をごらんをいたしたいと思います。かくて、去る二十日、改進黨内藤友明から、自由党、社会党両派、日本自由党及び改進黨の五派共同の、そしてまた自由党、日本自由党及び改進黨の三派共同の、この二つの修正案が提出されました。

両修正案の内容は、まず五派共同修正案は、第一條の「後日出資の払いもどし」として出資金の全額若しくはこれをこえる金額に相当する金銭の支払がある旨の誤解を生じさせるような仕方をう用いて」という規定は、きわめて漠然とした表現であつて、拡張解釈されるおそれがあるので、これを削除し、また貸金業等の取締に関する法律を廃止して貸金業を行う者をまつたく放棄することは適当でないので、貸金業の届出の義務を課し、大蔵大臣は、貸金業の実態調査のため必要があるときは報告を徴しまたは調査する権限を有することとし、この権限の全部または一部を都道府県知事に委任することができるとするものであります。

次に、三派共同修正案は、第五條の高金利の処罰規定中三十銭は、第五條の、特に庶民金融の実情にかんがみ、三十五銭に改められたのであります。次いで討論に入り、改進黨を代表して内閣は、附帯決議案を付して両修正

案及び両修正部分を除く原案に賛成の意を表しました。附帯決議案の内容は

本法第二第二項の不特定且つ多数の者という中には、樺玉といえども特定できるものはこれを包含しない趣旨であるから、本条の運用に當つては、不当に檢察權を發動することのないよう、十分に慎重適切を期せられたい。

といふのであります。次いで、井上良二委員は社会党両派を代表されまして、各派共同修正案及び同修正部分を除く原案に賛成し、三派共同修正案に反対の旨討論せられ、山本勝市委員は自由党を代表されまして、両修正案及び両修正部分を除く原案に賛成の意を表されました。

次いで採決したところ、五派共同修正案は起立多数、三派共同修正案は起立多数、修正部分を除く原案は起立総員をもって、また附帯決議案は起立総員で、いずれも可決され、よつて本案は修正議決いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)  
○議長(堤康次郎君) これより採決に入ります。

まず、本案の委員会報告にかかる修正中、第五条の修正、すなわち金利の最高限度日歩三十銭を三十五銭に改める部分につき採決いたします。この修正部分に賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立者なし〕

○議長(堤康次郎君) 起立者もありません。よつて第五条の修正部分は否決されました。

次に、第五条の修正を除くその他の委員会修正は委員長報告の通り、修正部分を除く原案は原案の通り決するに御異議ありませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて第五条の修正を除くその他の委員会修正は委員長報告通り、修正部分を除く原案は原案の通り決しました。

航空機製造法の一部を改正する法律案(内閣提出)  
○議長(堤康次郎君) 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、航空機製造法の一部を改正する法律案を議題となし、この際委員長報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(堤康次郎君) 荒船君の動議に御異議ありませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられま

航空機製造法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。通商産業委員長大西願次君

航空機製造法の一部を改正する法律案  
航空機製造法の一部を改正する法律

航空機製造法(昭和二十七年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。  
航空機製造事業法

目次中「製造等の事業(第三十一条、第五十一条)」を「事業(第二十一条、第五十一条)」に、「第十七条」を「第十六条の二」に、「第二十二條」を「第二十一条の二」に改める。  
第一条を次のように改める。  
(目的)

第一条 この法律は、航空機及び航空機用機器の製造及び修理の事業の事業活動を調整することによつて、国民経済の健全な運行に寄与するとともに、航空機及び航空機用機器の製造及び修理の方法を規律することによつて、その生産技術の向上を図ることを目的とする。  
第二条第一項を次のように改める。

この法律において「航空機」とは、人が乗つて航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機及び飛行船その他政令で定める航空の用に供することができる機械器具をいう。

第三条に次の一項を加える。  
3 この法律において「特定機器」とは、左に掲げる物をいう。  
一 前項第一号及び第二号に掲げる航空機用機器  
二 前項第三号に掲げる航空機用機器であつて、政令で定めるもの

「第二章 製造等の事業」を「第二章 事業」に改める。  
第二章中第三条の前に次の十二条を加える。  
(事業の許可)

第二条の二 航空機(通商産業省令で定める滑空機を除く。第十七条第一項を除き、以下同じ)又は特定機器の製造又は修理(改造を含む。通商産業省令で定める軽微な修理並びに航空運送事業者又は航空機使用事業者の自家修理及びこれに準ずるものを除く。以下同じ)の事業を行おうとする者は、通商産業省令で定める航空機又は特定機器の製造又は修理の事業の区分に従ひ、工場ごとに、通商産業大臣の許可を受けなければならない。  
(許可の申請)

第二条の三 前条の許可を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所  
二 事業の区分  
三 前号の事業の用に供する特定設備(航空機又は特定機器の製造又は修理のための設備であつて、前条の通商産業省令で定めるもの)をいう。以下同じ)の種類及び能力別の数  
四 工場の所在地

2 前項の申請書には、事業計画書、事業収支見積書その他通商産業省令で定める書類を添附しなければならない。  
(許可の欠格事由)

第二条の四 左の各号の一に該当する者は、第二条の二の許可を受けることができない。  
一 この法律の規定に違反して一年以上の懲役の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者  
二 第二条の十三第三項の規定により第一条の二の許可を取り消され、取消の日から二年を経過しない者  
三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号の一に該当する者があるもの

航空機製造法の一部を改正する法律案

昭和二十九年五月二十五日 衆議院會議録第五十五号 航空機製造法の一部を改正する法律案

昭和二十九年五月二十五日 衆議院會議第五十五号 航空機製造法の一部を改正する法律案

九九四

(許可の基準等)

第二條の五 通商産業大臣は、第二條の二の許可の申請が左の各号に適合しているとき認めるときでなければ、許可をしない。

- 一 当該事業の用に供する特定設備が通商産業省令で定める生産技術上の基準に適合すること。
- 二 その許可をすることによつて当該航空機又は特定機器の製造又は修理の能力が著しく過大にならないこと。
- 三 その事業を適確に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。

2 通商産業大臣は、武器を装備し、又は搭載する構造を有する航空機の製造又は修理の事業について第二條の二の許可をするとき、あらかじめ、防衛庁長官の意見をきかなければならない。

(許可証)

第二條の六 通商産業大臣は、第二條の二の許可をしたときは、許可証を交付する。

- 2 許可証には、左に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 許可の年月日及び許可の番号
- 二 氏名又は名称及び住所
- 三 事業の区分
- 四 前号の事業の用に供する特定設備の種類及び能力別の数

五 工場所在地

(承継)

第二條の七 第二條の二の許可を受けた者(以下「許可事業者」といふ)については、相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、許可事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を通商産業大臣に届け出なければならぬ。

(事業の区分の変更)

第二條の八 許可事業者は、第二條の六第二項第三号の事項を変更しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

但し、その変更が二以上の事業の区分に係る許可事業者の一部の区分の事業の廃止であるときは、この限りでない。

2 第二條の五の規定は、前項の許可に準用する。

(許可事業者の設備)

第二條の九 許可事業者は、当該事業の用に供する特定設備を第二條の五第一項第一号の生産技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

2 通商産業大臣は、当該事業の用に供する特定設備が第二條の五第一項第一号の生産技術上の基準に適合しないとき、その生産技術上の設備を修理し、又は改造すべきことを命ずることができる。

第二條の十 許可事業者は、当該事業の用に供する特定設備を新設し、増設し、又は改造しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2 第二條の五の規定は、前項の許可に準用する。

(工場の移転)

第二條の十一 許可事業者は、第二條の六第二項第五号の事項を変更しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2 第二條の五第一項第一号の規定は、前項の許可に準用する。

(許可の失効)

第二條の十二 許可事業者がその事業を廃止したときは、許可は、その効力を失ふ。

(許可の取消等)

第二條の十三 通商産業大臣は、許可事業者が正当な事由がないのに、一年以内にその事業を開始せず、又は一年以上引き続きその事業を休止したときは、第二條の二の許可を取り消すことができる。

2 通商産業大臣は、許可事業者が左の各号の一に該当するときは、第二條の二の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

- 一 第二條の四第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 二 第二條の八第一項、第二條の十第一項又は第二條の十一第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けなかつたとき。
- 三 第三條の二第一項の条件に違反したとき。
- 四 不正な手段により第二條の二の許可を受けたとき。

第三條を次のように改める。

(事業の届出)

第三條 第二條の二の通商産業省令で定める航空機又は特定機器以外の航空機用機器の製造又は修理の事業を行おうとする者は、工場ごとに、左に掲げる事項を記載した届出書を通商産業大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 事業の種類
- 三 工場の所在地

2 前項の届出書には、事業計画書を添付しなければならない。

その他通商産業省令で定める書類を添付しなければならない。

第三條の次に次の一条を加える。

(届出事業者の設備)

第三條の二 前条第一項の届出書を提出した者(以下「届出事業者」といふ)であつて、特定機器以外の航空機用機器の製造又は修理の事業を行うものは、特定機器以外の航空機用機器の製造又は修理のための設備で、その製造又は修理の事業の種類ごとに通商産業省令で定めるものであつて、当該事業の用に供するものを通商産業省令で定める生産技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

2 第二條の九第二項の規定は、前項の設備に準用する。

第四條及び第五條を次のように改める。

(氏名等の変更)

第四條 許可事業者は、第二條の六第二項第二号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

2 届出事業者は、第三條第一項の届出書に記載した事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(事業の廃止の届出)

第五條 許可事業者又は届出事業者は、その事業を廃止したときは、

道需なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならぬ。  
第六条及び第七条を次のように改める。

(製造の方法)

第六条 航空機の製造に係る許可事業者は、通商産業大臣の認可を受けた製造の方法によるものでなければ、航空機の製造をしてはならない。但し、試験的に製造をする場合は、この限りでない。

2 通商産業大臣は、前項の認可の申請に係る製造の方法が通商産業省令で定める生産技術上の基準に適合すると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

第七条 通商産業大臣は、航空機の製造に係る許可事業者が前条第一項の認可を受けた方法によらないで航空機の製造をしていると認めるときは、許可事業者に対し、その認可を受けた方法によつてその製造をすべきことを命ずることが出来る。但し、同項但書に規定する場合に、この限りでない。

第八條 第一項中「航空機の製造をする者」を「航空機製造に係る許可事業者」に改め、同条第二項中「第六條第一項の検査に合格し、又は同条第三項の承認を受けた製造設備等」を「第六條第一項の認可を受けた製造の方法」に改め、同条第四項中「航空機を製造した者」を「許可事業者」に改める。

(修理の方法)

第九條 航空機の修理に係る許可事業者は、通商産業大臣の認可を受けた修理の方法によるものでなければ、航空機の修理をしてはならない。但し、試験的に修理をする場合は、この限りでない。

2 第六條第二項及び第七條の規定は、航空機の修理の方法に準用する。

第十條 第一項中「航空機について通商産業省令で定める修理をする者」を「航空機の修理に係る許可事業者」に改め、航空機について前項の通商産業省令で定めるもの以外の修理をするときは、この限りでない。

(製造の方法)

第十一條 航空機用機器の製造に係る許可事業者又は届出事業者は、通商産業大臣の認可を受けた製造の方法によるものでなければ、航空機用機器の製造をしてはならない。

2 第六條第二項及び第七條の規定は、航空機用機器の製造の方法に準用する。

第十二條 航空機用機器の製造に係る許可事業者又は届出事業者は、その製造に係る航空機用機器について通商産業大臣の製造証明を受けなければならない。但し、前条第一項但書に規定する場合は、この限りでない。

第十三條及び第十四條を次のように改める。

(使用の制限)

第十三條 許可事業者又は届出事業者は、製造証明のない航空機用機器を輸入されたものを除くを航空機の製造又は修理に用いてはならない。但し、試験的に用いる場合その他通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

(修理の方法)

第十四條 航空機用機器の修理に係る許可事業者又は届出事業者は、

通商産業大臣の認可を受けた修理の方法によるものでなければ、航空機用機器の修理をしてはならない。但し、試験的な修理を目的としない場合は、この限りでない。

2 第六條第二項及び第七條の規定は、航空機用機器の修理の方法に準用する。

第十五條 第二項中「又は確認」を「製造若しくは修理の方法の認可、確認又は製造証明」に改める。

第六章中第十七條の前に次の二條を加える。

(許可等の条件)

第十六條の二 許可又は認可には、条件を附し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、許可又は認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最少限度のものに限り、且つ、許可又は認可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(罰則)

第十六條の三 この法律の規定は、第十八條及び第七章の規定を除き、同法に適用があるものとする。この場合において、「許可」又は「認可」とあるのは、「承認」と読み替へるものとする。

第十七條第一項中「航空機若しくは航空機用機器の製造若しくは修理をする者」を「許可事業者若しくは届出事業者」に改め、若しくは製造設備等若しくは修理設備等を罰する。

第二十條の二 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二條の八第一項の規定に違反して第二條の六第二項第三号の事項を変更した者

二 第二條の九第二項(第三條の二第二項)において準用する場合を含むの規定による命令に違反した者

三 第二條の十第一項の許可を受けずして特定設備を新設し、増設し、又は改造した者

昭和二十九年五月二十五日 衆議院会議録第五十五号 航空機製造法の一部を改正する法律案

昭和二十九年五月二十五日 衆議院會議第五十五号 農林漁業組合連合会整備促進法の一部を改正する法律案

九九六

四 第二条の十一第一項の許可を受けないで第二項の六第二項第五号の事項を変更した者

第二十三条 左の各号の二に該当する者は、六月以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第七条(第九条第二項、第十一条第二項及び第十四条第二項)において準用する場合を含む。の規定による命令に違反した者

二 第八条第四項、第十一条第三項及び第十二条第三項において準用する場合を含む。の規定に違反して航空機又は航空機用機器を引寄せた者

三 第十三条の規定に違反して製造延期のない航空機用機器を航空機の製造又は修理に用いた者

第二十四条中第二号を削り、第一号を第二号とし、第一号として次の一号を加える。

一 第二条の七第二項、第四条又は第五条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第二十五条を次のように改める。

第二十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して、各条の罰金刑を科する。

別表中(検査又は同条第三項の承認を認可し、検査又は同条第二項において準用する第六条第三項の承認)を認可に改める。

附則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める。

2 この法律の施行の際現に航空機又は特定機器の製造又は修理の事業を行つてゐる者であつて、改正前の第三条第一項の届出書を通商産業大臣に提出してゐるものは、第二条の二の許可を受けないで、この法律の施行の日から起算して六十日を限り、許可事業者とみなす。これらの者がその期間内に同条の許可を申請した場合において、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、また同様とする。

3 改正前の第三条第二項の規定により提出された届出書は、改正後の同項の規定により提出された届出書とみなす。

4 この法律の施行の際現に附則第二項の規定により許可事業者とみなされる者がその事業の用に供している特定設備であつて、改正前の第六条第一項、第九条第一項、第十一条第一項又は第十四条第二項の検査に合格してゐるものは、

第二条の二の許可を受けた特定設備とみなす。

5 この法律の施行の際現に改正前の第六条第一項若しくは第十一条第一項の検査に合格してゐる製造の方法又は第九条第一項若しくは第十四条第一項の検査に合格してゐる修理の方法は、それぞれ、改正後の第六条第一項、第九条第一項、第十一条第一項又は第十四条第一項の認可を受けたものとみなす。

6 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十五号を次のように改める。

第三十五 航空機又は航空機用機器の製造又は修理の事業を許可すること

第十条第七号を次のように改める。

七 航空機又は航空機用機器の製造又は修理の事業の許可に因すること

7 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

航空機製造法の一部を改正する法律案(最終号の附録に掲載)

航空機製造法の一部を改正する法律案(最終号の附録に掲載)

航空機製造法の一部を改正する法律案(最終号の附録に掲載)

○大西晴夫君(登壇)

ただいま議題となりました航空機製造法の一部を改正する法律案の通商産業委員会における審議の結果並びに結果を御報告いたします。

現行航空機製造法が施行されましたより二箇年を経過いたしました。その間、修理事業より充足したものが国航空機工業も、最近に至つて製造事業の再開により漸次活発となつて参りました。しかし、この反面、新規企業の設立が尙多く、少くも現存しておりますことは、需要の僅少な現状においては、単に航空機工業の健全な発達を阻害するばかりでなく、過剰投資の弊を生み、国民経済の健全な運行を妨げるおそれがあります。しかるに、現行法は検査を主眼とした技術立法でありましたため、このような事態に對処するには不十分であり、新たに事業法としての諸規定を整備する必要が認められるのであります。

次に、本法案の概要を申し上げますと、第一には、航空機の製造または修理の事業について現行法の届出制を改めて許可制とし、技術の優秀性と経営の健全性を基調とした事業分野の確立をはかるため、事業の開始について許可を要することとしたことであり、第二には、許可の適用を受けるものは航空機、原動機、プロペラ等、航空機製造事業の主体をなすことと

に、事業調整を行う必要が特に大きいものに限定したこと等であり、また、本法案は四月五日通商産業委員会に付託されましたので、四月六日政府委員より提案理由を聴取いたしました。本法案の審議は五月十四日より五月二十五日まで前後六回にわたりました。十五日まで前後六回にわたりました。十五日まで前後六回にわたりました。十五日まで前後六回にわたりました。

五月二十五日、質疑も終了いたしましたので、質疑を打ち切り、討論採決の結果、多数を以て本法案を可決すべきものと議決した次第であります。

以上を以て御報告いたします。

(拍手)

○議長 堤康次郎君 採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 堤康次郎君 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

農林漁業組合連合会整備促進法の一部を改正する法律案(足立篤 郎君外十名提出)

農林漁業組合連合会整備促進法の

一部を改正する法律案(足立篤 郎君外十名提出)

農林漁業組合連合会整備促進法の

一部を改正する法律案(足立篤 郎君外十名提出)

農林漁業組合連合会整備促進法の一部を改正する法律案(足立篤 郎君外十名提出)

農林漁業組合連合会整備促進法の一部を改正する法律案(足立篤 郎君外十名提出)

農林漁業組合連合会整備促進法の一部を改正する法律案(足立篤 郎君外十名提出)

を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(堤康次郎君) 定船君の動議に御異議ありませんか。

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられまし

農林漁業組合連合会整備促進法の一部を改正する法律案を議題といたしま

農林漁業組合連合会整備促進法の一部を改正する法律案

農林漁業組合連合会整備促進法の一部を改正する法律案

農林漁業組合連合会整備促進法の一部を改正する法律案

農林漁業組合連合会整備促進法の一部を改正する法律案

農林漁業組合連合会整備促進法の一部を改正する法律案

農林漁業組合連合会整備促進法の一部を改正する法律案

一項第一号及び第二号のイ並びに第三十七条の第三項から第五項までの規定は、これを適用しない。

農林漁業組合連合会整備促進法の一部を改正する法律案

農林漁業組合連合会整備促進法の一部を改正する法律案

農林漁業組合連合会整備促進法の一部を改正する法律案

農林漁業組合連合会整備促進法の一部を改正する法律案

農林漁業組合連合会整備促進法の一部を改正する法律案

農林漁業組合連合会整備促進法の一部を改正する法律案

農林漁業組合連合会整備促進法の一部を改正する法律案

残額があるときは、命令の定めるところにより、これを国庫に納付しなければならぬ。

農林漁業組合連合会整備促進法の一部を改正する法律案

農林漁業組合連合会整備促進法の一部を改正する法律案

農林漁業組合連合会整備促進法の一部を改正する法律案

農林漁業組合連合会整備促進法の一部を改正する法律案

農林漁業組合連合会整備促進法の一部を改正する法律案

農林漁業組合連合会整備促進法の一部を改正する法律案

農林漁業組合連合会整備促進法の一部を改正する法律案

いたしましては、収支の成り立たぬ事は廃止いたしましたことにも、これに

農林漁業組合連合会整備促進法の一部を改正する法律案

農林漁業組合連合会整備促進法の一部を改正する法律案

農林漁業組合連合会整備促進法の一部を改正する法律案

農林漁業組合連合会整備促進法の一部を改正する法律案

農林漁業組合連合会整備促進法の一部を改正する法律案

農林漁業組合連合会整備促進法の一部を改正する法律案

農林漁業組合連合会整備促進法の一部を改正する法律案

○議長(堤康次郎君) 採決いたしました。御異議ありませんか。

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

午後五時三十分散会

出席國務大臣 厚生大臣 草葉 隆四郎 農林大臣 保利 茂君 通商産業大臣 愛知 揆一君 郵政大臣 塚田十二郎君 國務大臣 緒方 竹虎君 出席國務委員 大政政務次官 植木庚子郎君 文部政務次官 福井 勇君 農林政務次官 平野 三郎君 通商産業政務次官 古池 信三君

閣議を省略した報告

一、去る二十一日、内閣総理大臣から、米備蓄委員会に本院議員佐藤洋之助君、同綱島正興君、同松山義雄君、同今井研君、同足尾啓君、同川俣清吉君及び参議院議員原原茂君を任命するに付、国会法第三十九条を但書の規定により国会の議決を求め、去る二十二日本院は衆議院議員佐藤洋之助君、同綱島正興君、同松山

以上御報告申し上げます。(拍手)

昭和二十九年五月二十五日 衆議院會議録第五十五号 議長の報告

九九八

森雄君、同今井耕君、同尾重慶君、同川俣清吉君及び参議院議員梶原茂嘉君が米価審議委員会に就くことができると議決した旨参議院に通知した。

一、昨二十四日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。  
日本国との平和条約の効力発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う道路運送法の特例に関する法律案の一部を改正する法律

裁判所法の一部を改正する法律  
民事訴訟法等の一部を改正する法律  
民事訴訟用紙紙法等の一部を改正する法律

一、昨二十四日河井参議院議長から堤議長宛、参議院は衆議院議員足鹿賢君、同今井耕君、同川俣清吉君、同佐藤洋之助君、同岡島正興君、同松山義雄君及び参議院議員梶原茂嘉君が米価審議委員会に就くこと及びその旨参議院に通知した旨の通知書を受領した。

よつて同議院は右の通り議決した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。

一、去る二十一日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

文部委員  
高津 正道君  
加藤 高藏君  
柳田 秀一君  
横路 簡雄君  
厚生委員  
辻原 弘市君  
三鍋 義三君  
横路 簡雄君  
川俣 清吉君  
辻原 弘市君

予算委員  
高津 正道君  
一、去る二十一日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

文部委員  
横路 簡雄君  
柳田 秀一君  
厚生委員  
柳田 秀一君  
予算委員  
横路 簡雄君  
一、去る二十一日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員  
逢澤 富君  
山下 春江君  
地方行政委員  
伊瀬幸太郎君  
法務委員  
三木 武夫君  
木原津與志君  
厚生委員  
萩元たけ子君  
農林委員  
福田 喜重君  
吉原 貞雄君  
中村 時雄君  
中曾根康弘君  
小平 忠君  
電気通信委員  
中曾根康弘君  
建設委員  
大村 清一君  
経済安定委員  
加藤 高藏君  
加藤 高藏君  
予算委員  
楠美 省吾君  
川俣 清吉君

陸院運営委員  
助川 良平君  
井手 以誠君  
池田 頼治君  
長 正路君  
尾関 義一君  
一、去る二十一日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員  
大村 清一君  
三木 武夫君  
地方行政委員  
中村 時雄君  
伊瀬幸太郎君  
法務委員  
山下 春江君  
萩元たけ子君  
厚生委員  
本原津與志君  
農林委員  
高橋 等君  
中曾根康弘君  
井手 正吉君  
伊瀬幸太郎君  
福田 喜重君  
楠美 省吾君  
中村 時雄君  
川俣 清吉君  
電気通信委員  
加藤 高藏君  
建設委員  
中曾根康弘君  
逢澤 富君  
経済安定委員  
楠美 省吾君  
加藤 高藏君  
予算委員  
井手 以誠君  
川俣 清吉君  
小 平 忠君  
議院運営委員  
尾関 義一君  
前田榮之助君  
中居英太郎君  
助川 良平君

一、昨二十四日法務委員会において、次の通り理事の補欠選任を行った。  
理事 吉原 貞雄君(理事吉原貞雄君が去る二十一日委員辞任につきの補欠)  
一、昨二十四日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員  
田淵 光一君  
文部委員  
山中 貞則君  
町村 金五君  
河野 一郎君  
松田竹千代君  
農林委員  
楠美 省吾君  
松田竹千代君  
和 田 博雄君  
加藤 高藏君  
山田 長司君  
建設委員  
和 田 博雄君  
田淵 光一君  
一、昨二十四日議長において、次の通り常任委員の辞任の許可を行った。  
公職選挙法改正に関する調査特別委員

一、去る二十一日参議院に付託された議案は次の通りである。  
国有財産特別措置法の一部を改正する法律案(苦米地英後君外二十五名提出、衆法第四〇号)  
公認会計士法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一七号)参議院送付  
以上二件 大蔵委員会 付託  
結核及びらい患者福祉事業振興会法案(福田繁芳君外三名提出、衆法第四二号) 厚生委員会 付託  
一、去る十九日議員から次の議案は委員会の審査を省略された旨の要求書を受領した。  
有機合成化学工業の振興に関する決議案 首藤新八君外二十三名  
一、去る二十一日参議院に送付した木院提出案は次の通りである。  
農業委員会法の一部を改正する法律案  
農業協同組合法の一部を改正する法律案  
一、去る二十一日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。  
盲学校及びろう学校への就学奨励に関する法律案

小澤佐重君  
長谷川 峻君  
丹羽喬四郎君  
葉梨新五郎君  
五 四郎君

文部省関係法令の整理に関する法律案  
 教育職員免許法の一部を改正する法律案  
 教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案  
 一、去る二十二日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

北海道における国有の緊急開拓施設等の譲与に関する法律案(吉米地英俊君外四十二名提出)  
 国有財産特別措置法の一部を改正する法律案(吉米地英俊君外二十五名提出)

結核及びらい患者福祉事業振興会法案(福田繁芳君外三名提出)  
 一、昨二十四日議員から提出した議案は次の通りである。

奄美群島復興特別措置法案(保岡武久君外二十四名提出)  
 一、昨二十四日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

日本国との平和条約の効力発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律等の一部を改正する法律案  
 裁判所法の一部を改正する法律案

民事訴訟法等の一部を改正する法律案  
 民事訴訟用印紙法等の一部を改正する法律案  
 一、今二十五日提出した緊急質問は次の通りである。  
 放射能を含む降灰の国民健康に及ぼす影響の対策に関する緊急質問(松前重義君提出)

衆議院会議録第五十三号中正誤

頁 段 行 誤 正

五〇 二五 今期の 会期の

五二 二二 扶助料 扶助料

五三 二二 八ります 入りませ

衆議院会議録第五十四号中正誤

頁 段 行 誤 正

五三 二二 現職教育 現職教育

五五 一三 可決した 可決した

五七 二六 至要な 主要な

改正案におきましては、選挙に

改正案におきましては、選挙に

改正案におきましては、選挙に

昭和二十九年五月二十五日 衆議院会議録第五十五号 議長長の報告